



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	鎌倉幕府荘郷地頭職の沿革
Author(s)	義江, 彰夫
Citation	北海道大學文學部紀要, 25(2), 39-97
Issue Date	1977-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33413
Type	departmental bulletin paper
File Information	25(2)_PR39-97.pdf



鎌倉幕府莊郷地頭職の沿革

義
江
彰
夫

目次

はじめに

第一節 勅許後の莊郷地頭職の一般的特徴	四二
---------------------	----

第二節 勅許と前史	五九
-----------	----

——莊郷地頭職の動向を規定した条件——

第三節 莊郷地頭職の定着過程	六八
----------------	----

第一項 職務・職權と在地支配	六九
----------------	----

第二項 本地頭と幕府	八〇
------------	----

第三項 地頭職の領有形態	八四
--------------	----

第四項 地域性の問題	九一
------------	----

鎌倉幕府莊郷地頭職の沿革

義 江 彰 夫

はじめに

本稿の課題は、鎌倉幕府の成敗下に入った諸国莊郷地頭職の文治勅許後の沿革を考察することにある。

在来この問題に言及した研究には安田元久「地頭制度の成立と承久新恩地頭」・上横手雅敬「莊郷地頭制の成立」⁽¹⁾などがあり、最近では大山喬平「没官領・謀叛人所帶跡地頭の成立——国家恩賞授与権との関連をめぐって——」⁽²⁾もこの点への論及を含んでいる。しかし、これらはどちらかというと幕府の莊郷地頭政策としての考察に重点がかかっており、莊郷地頭そのものに即した沿革の検討は必ずしも具体化されていないように思われる。しかし、前者の意味を捉えるためにも、後者の視点に立つ独自の検討がまず必要であると考えられるので、本稿では研究史の整理から出発する方法をとらず、この視角から直接史料の吟味に入り、勅許後の莊郷地頭の一般的特徴、それを規定した条件、その後の定着過程などについて検討することにした。

注

(1) 『地頭及び地頭領主制の研究』第五章Ⅰ。

(2) 『日本中世政治史研究』第二章第四節。

(3) 『史林』五八—六号。

第二節 勅許後の莊郷地頭職の一般的特徴

別稿で検討したように、頼朝は文治地頭職奏請にさいし、朝廷に対して、莊郷地頭職の職務として莊公領主への所課の勤仕と幕府への強制力による勤仕を提起し、それは勅許によって承認され、⁽¹⁾実施に移された。勅許後の莊郷地頭職の行動の特徴を検討するにあたり、まずこの二職務を軸として、莊郷地頭が莊公領主と幕府とに對しそれぞれのように対応するようになったかを見ることにしよう。

まず第一点から検討する。文治元年勅許後の時点にかかる『吾妻鏡』や文書史料を幅くと、莊郷地頭が当該所領の莊公領主の定めるところに従わず濫妨狼藉を重ねるといった事例に頻繁にぶつかる。

允不限伊勢國、謀叛人居住國々、凶徒之所帶跡^ニハ、所令補地頭候也、然者庄園者本家領家所役、國衙者國役雜^ニ受、任先例可令勤仕之由、所令下知候也、各悉此狀、公^ニ受爲先、令執行其職候^ニハ、何^ニ受如之候乎、若其中^ニ不用本家之^ニ受、不勤國衙役、偏以令致不當候^ハ輩^ヲハ、随被仰下候、可令加其誠候也、

右は勅許約半年後の文治二年六月二一日頼朝が院宛てに認めた書状の一節である。⁽²⁾これによれば、諸国莊公に新補

された地頭が、定められた荘公領主への所課の勤仕を怠り不当を重ねるといふ事態が、当時すでに一般的に起きうる状況になっていたことが、まず推測されよう。勿論記述形態だけからいえば、右はこうした事態を想定する頼朝の認識を語っているにすぎないが、別稿第三節⁽³⁾で検討するように、右の書状は播磨国等での地頭の濫行を取り締まるよう命じてきた院宣を契機として作成されたものと考えられる点からすれば、地頭一般に当時かかる行動がかなり広範に存在していたことは事実とみてよからう。

だが、地頭のかかる行為は、頼朝新補のケースや勅許直後の時期だけに一時的にみられる現象ではなかった。右の書状から約三か月を経た九月五日の『吾妻鏡』には、

諸國庄公地頭等忽緒領家所務之由有其聞、有限地頭地利之外不可相交、乃貢以下不可存懈緩、於違越輩者可有殊罪科之由、被定云々、

とみえ、所務忽緒・乃貢懈緩が、諸國庄公地頭一般の問題として、それに対する法的制裁を幕府が問題とせねばならぬほどいぜんとしてとどまるに至っていないかったことを推し測ることができる。文治年間を通してこのような事態が変らなかつたことは、文治三年九月二十日院宣に「所々地頭等支」を訴える「神社佛寺訴訟」が「難黙止」きほどであると述べられている事実⁽⁴⁾や、翌年三月二十八日院宣に、

諸國庄園地頭等……自所々如令申訴者、只以云補地頭、偏如押領庄家、……情思天下之擾亂、豈非地頭之濫妨乎、
……、

とまで語られている事実からみても確実である。しかも事情は、奥州征伐とともに内乱の終息した建久年間以降に入っても一向に変らなかつた。元久元年十月八日『吾妻鏡』の伝える、

諸國庄園郷保地頭等、寄事於勲功賞、摘非例、濫妨所務之由、國司領家訴訟出來、

という記事が信ずるに足るものであることは、地頭のかかる行為を廻る個々の訴訟關係文書の残存数が、むしろこの頃から圧倒的に増加する傾向にあることから裏付けられよう。とすれば、承久乱後の貞応元年五月十八日に幕府が守護人とともに地頭一般の問題として、

一 諸國守護人并庄々地頭等、偏如不輸私領抑沙汰、或追出預所郷司、或雖自相交上司、不及所當辨濟……、⁽⁶⁾

と、地頭の前述來の行為をより立入った形で問題とし法令をもって禁圧せねばならなかつた事實は、たんに承久乱ゆえに問題となつたばかりではなく、文治勅許來の地頭の右述の行為が鎮まるばかりかむしろ次第に拡大・深化するに至つた結果でもあつたとみざるをえない。

したがって、以上からするなら、結局、莊郷地頭は勅許直後から承久乱後に至るまで一貫して当該所領の莊公領主に対し濫妨狼藉と映る行為を重ね、それは時代の推移とともにますます拡大・深化するに至つたこと、又その行為は所課勤仕の懈怠・所務の忽緒・地利の押収といった、所職・職務を媒介としながらそれを自己の在地支配の具に供する内容のものと推定される点で共通の性格を帯びたものであつたこと、などを勅許後の彼らの莊公領主に対する行動

の特徴として認めることができるであろう。

では、これら莊郷地頭は、一方新たに彼らを成敗すべきものとして登場した幕府に対しては、どのような対応を示したのだろうか。第二にこれを検討しよう。

まず内乱前にすでに成立していたいわゆる本地頭のなかには、勅許後も幕府の安堵を得て現実の成敗下に入ろうとさえしない者も存在した。勿論、本地頭でも幕府の安堵を求めた事例は確かに見出される。しかし、久安年間ごろから先祖代々地頭職を受け伝えてきた薩摩国山田地頭大蔵種章が文治三年に至っても莊園領主摂関家のみから同職の安堵を受けていた事実⁽⁸⁾、美濃国において建久三年になっても「存不可為家人之由」ずる、即ち頼朝の家人となって安堵・補任を受けようとしなない「地頭」がかなり存在していた事実⁽⁹⁾、さらには建久八年に至っても九州諸国全般に、その調査を主目的として大田文の作成がなされたほど、幕府より「補し給はざるの地頭」が広範に存在していた事実⁽¹⁰⁾などは、このようなタイプの地頭が建久末年になるまでかなり一般的に存在していたことを物語っている。

勿論このタイプにおいても勅許の事実が彼らの行為に重要な役割を果たすことになったことは、後述のとおりである。⁽¹¹⁾しかし、それは勅許が果たした客観的役割の問題であり、勅許の対象となった莊郷地頭に内在する契機や意志の問題ではない。幕府の進退下に入ることさえ求めないかかるタイプの地頭が、幕府の要求する職務を遂行する条件など持ち合わせていなかったことは、右述の美濃国の例で、守護人の「大番役を勤仕すべし」という催促が、「家人の儀を存ずる」地頭だけにかけられていた事実⁽¹²⁾に照らしても明瞭であろう。

さて、右のタイプに対し、幕府の安堵を求めた本地頭や新たに補置された地頭などがやや異なる対応を行なったのは当然であろう。事実このタイプのなかには、彼らが前述の非法濫妨行為に出るにさいし、成敗権をもつ幕府の権威を笠に着るという行動に及んだ事例さえ見出すことができる。例えば、備後国大田莊地頭兼隆・光家は「門皇門田」

と称して「百餘町田畠」を「押領」したさい、その正当性の根拠を、これらの田畠が幕府の主要御家人土肥遠平から「給ふ所」であつたことに置いていた。⁽¹³⁾又、大和国藤井莊地頭岡冠者頼基が文治年中に「所務を違乱」する行動に及んだとき「関東一族の威を募る」ことをその根拠としていた事実も指摘することができる。

しかし注意すべきことは、この種の地頭は、いかに幕府の權威を笠に着ようとも、すすんで幕府の手足となり、その命ずる職務を積極的に受け入れようとする存在になつていたとは言えないことであろう。さきに別稿で、幕府は勅許を通して地頭の成敗權を得ることにより、莊郷地頭の職務について、莊公領主への所課勤仕についてはその遂行を促すという間接的命令權を、幕府への強制力勤仕については固有の一義的命令權を、それぞれ樹立しえたのであることを確認した。⁽¹⁵⁾そこでこの二側面に莊郷地頭の側がそれぞれどのような対応を示したかという形で、この問題を吟味することにしよう。

まず前者から考える。頼朝が地頭職奏請の段階から莊公領主への所課勤仕の遂行を朝廷側に約束していたことは別稿第一章で述べたとおりである。⁽²⁶⁾又この奏請が勅許で公認されて以後、頼朝が個々の地頭に対し、安堵・補任の度にこの点を命じていたことも疑いない。文治二年正月八日頼朝は惟宗忠久を信濃国塩田莊地頭職に補任するにあたって、

右人、爲地頭職、從行庄務、御年貢以下、任先例可致其勤、⁽¹⁷⁾

と命じていたが、おびたらしい数にのぼる頼朝の地頭職補任・安堵の残存文書には、殆んど右と同内容の文言をほぼいちように見出すことができるからである。

だが、諸国莊郷の地頭はおおむねこの命令に従順でなかった。いずれの地頭職安堵・補任状にも右の文言が見られ

るにも拘らず、莊公領主への所課の不勤仕という事態そのものは、建久以降に至っても一向に止まろうとしなかったという前述の事実は、この点をなによりも雄弁に物語っている。頼朝は文治二年六月二日、院からの地頭非法の訴えに答える意味をこめて認めた書状において、

若其中不用本家之文、不勤國衙役、偏以令致不當候^レ輩^ヲ、随被仰下候、可令加其誠候也⁽¹⁸⁾、

と述べ、又翌年八月二七日の院への回答の中でも

一 所々地頭輩事

以前、既面々含子細畢、若於不拘頼朝成敗輩事者、随被仰下、可加治罰⁽¹⁹⁾、

と同じ主張を繰り返していることが知られるが、こうした言訳を繰り返さねばならなかったこと自体も、所課の勤仕を果すよう頼朝が「面々に子細を含めた」という命令が、さして実効を伴わなかったことを示しているといえよう。

しかし、右の点で地頭が従順でなかったのは、職務内容が幕府に対して勤仕すべきものでなかったからだと考える余地も残されよう。それならば、第二の面即ち幕府が固有に掌握するところとなった強制力（検断）行使という職務についてはどうだろうか。

幕府が勅許によって謀叛人・凶徒の鎮圧・未然の抑圧を軸とする強制力行使を莊郷地頭の固有と職務と捉え、それ

を統轄する権限を樹立したことは別稿で詳述したとおりであり、これが個々の事例で貫徹したというケースも、⁽²⁰⁾

武士并國人等、恣致自由之濫行、……自今以後、停止彼等之濫行、令安堵住人、……、⁽³¹⁾

という類いの文言を載せた補任状の存在からいって、認めることができる。しかし、ここで注目すべき事実は、幕府側の発給した残存する多数の地頭職補任・安堵状を通してみると、むしろ右のごとき内容を職務として明記した事例が極めて少ないことであり、又文治二年正月高野山領地頭を停止するさいの理由が「停止旁狼藉」する点にあった事例⁽²²⁾から窺えるように、狼藉鎮圧を職務とすべき地頭が、その職務を遂行しないばかりか、狼藉遂行の主体に転じていた事例さえ認められることであろう。強制力行使は固有の属性として個々の地頭の具有するところとなっており、それゆえに幕府はそれを幕府固有の職務として提起することが可能となったのであること別稿に見たとおりである。⁽²³⁾しかし、右の事実を念頭におくなら、少なくとも一般的には、当初の段階で地頭の側にこれを幕府の側の定める職務として積極的に受け入れうるだけの条件は、確立するに至っていなかった可能性が高くなってこよう。

そこでこの角度から、この点を廻る幕府と莊郷地頭の関係の展開をいささか辿ると、文治年間を通して、幕府が個々の謀叛や狼藉の鎮圧、犯罪人の搦出、内裏大番などにさいしその遂行を地頭の職務として命じた事例は殆んど見出すことができない。文治五年奥州征伐の時も兵力の動員を地頭の職務たることを根拠に命じた形跡を認めることはできず、翌年その残党を鎮圧したさいにも、

今日爲鎮奥州凶徒、可行向之由、被觸仰上野信濃等國御家人⁽²⁴⁾、

とあるように、御家人たることを兵士編成の原理としていた。このような問題についてその遂行方を地頭固有の職務として命じた史料の初見は、建久三年六月二十日美濃国を対象に幕府が命じた、

當國內庄之地頭中、於存家人儀輩者、從惟義之催、可致勤節也、就中近日洛中強賊之犯有其聞、爲禁遏彼黨類、各企上洛、可勤仕大番役、……、

という内容の政所下文であり、その記述のあり方からみて、御家人たるのみならず地頭たることを大番役勤仕の編成原理にしようとする幕府の意図が、この段階ではじめて具体化しようになったのであることを認めることができる。⁽²⁶⁾つまり、逆にいえばこの時期までは、幕府の側が地頭を強制力行使の職務に即して編成することができないほど、いぜん地頭の側に幕府の意図を受け入れてゆくだけの条件が成熟するに至っていなかったということになるのである。

かくて、莊郷地頭は、彼らを成敗すべき権限を得た幕府に対してさえ、少なくとも当初数年の間は、職務に従順な存在になっていなかったのであることが判明した。勿論だからといって地頭が強制力そのものを行使しなかったわけでないことは、前述高野山領の事例や、後述する文治二年十月八日官符に「張行檢斷」が地頭一般の行為として掲げられている事実⁽²⁷⁾などに照らしても疑いない。しかし、以上からすれば、その強制力行使が幕府の命ずる職務ゆえに発動されていたのでないこと確実であるから、結局その内実は彼らの独自の在地支配そのものにむけられたものと見做さざるをえないことになるのである。

さて、莊郷地頭の莊公領主・幕府に対する対応が以上のような性格をもっており、それを通して彼らがその職務・職権を自らの在地支配の手段に転化しようとする志向性を強くもっていたことを推定できるなら、そもそも彼の在地

支配そのものとは、いかなる内容のものだっただろうか。第三にこの点を検討しよう。まず、当時の莊郷地頭の在地支配の実態を鮮明に示す事例の検討からはじめたい。

(A) 周防國在廳官人等

言上二箇條

一、爲得善末武地頭筑前太郎家重令橫行都乃一郡、打開官庫押取所納米、狩獵爲宗、駈寄公民掘城郭、任自由押妨勸農事、

右、……謂得善末武者、非指庄号之地、又无國免別納御下文云々、而寄^(a)支於武勇、彼兩保令押領之上、御柱引食料令割置乃米四十余石、打開官庫令押取之上、農業之最中、驅集人民而令掘營城壕、以鹿狩鷹狩爲業、更不^(a)恐、院宣押取如此公物、充食物而張行濫惡、何況居住在廳書生國侍等之令服仕家中而不令勤仕公役、……仍國中^(e)之庄々便補國免地頭沙汰人等、聞之、弥施梟惡……、

(中略)

文治三年二月日

(署名略)⁽²⁸⁾

(B) 金剛峯寺根本大塔長日不斷兩界大法供僧等解 申請院廳裁事、

請殊蒙廳裁、彼停止備後國大田御庄下司兼隆・光家等、以私武威恣押領田地、旁張行非法、不隨寺家所堪條條子

細狀、

一、号^(a)速平知行之時所給門島門田、押領百餘町田島、不令弁濟合夕所當事、

(中略)

一、^(a)号加徴米段別二升五合公物押領事、⁽¹⁾

(中略)

一、^(a)号雜免押領數百餘町田畠、不令勤仕寺家所役事、⁽¹⁾

(中略)

一、^(a)押領數百宇在家、不令勤仕寺家所役等事、⁽¹⁾

(中略)

一、^(b)如調借祇候之所從御庄内之百姓驅仕事、⁽¹⁾

(朝夕)

(勤)

……兼隆・光家、於平民之百姓、如調借祇候之所從、雜事切配之、朝夕責堪之、因之、御庄内百姓等、或逃脫或

損亡、更無安堵之思、……、

一、^(d)御庄内殺生禁斷事、

……兼隆・光家等、動背法例、狩猪鹿害魚鳥之條、甚以不當也、……、

建久元年十一月 日

(署名略)⁽²⁵⁾

まず、(B)文書にみえる下司兼隆・光家が地頭でもあったことは、建久九年九月備後国大田庄橋兼隆注進状案⁽³⁰⁾にみえる「前地頭橋兼隆」という署名から明瞭である。(a)によれば、彼らはかつて土肥遠平の知行の下に従っていたことが知られるが、その時期は文治二年勅許直後にまで遡るから、⁽³¹⁾そのころまでに幕府の成敗する地頭に組織されていたことも疑いなからう。これによって、両史料とも勅許後の地頭について語ったものであることが判明するが、これを踏

まえると、この二ケースの地頭の行為はいずれも共通する諸側面から成り立っていることが浮かび上がってくる。整理すれば左のとおりである。

(1) 官物・年貢・得分類の不勤仕・押取

(A) — (a) 及び (a)

(B) — (a) (i) ・ (ii) 及び (a) (i) ・ (ii)

(2) 住民・百姓に対する人身徴発

(A) — (b)

(B) — (b)

(3) 所領在住の在庁荘公下職等への支配

(A) — (c)

(4) 山野狩猟

(A) — (d)

(B) — (d)

このうち(3)の側面は(B)のケースでは右掲の文書によって窺い知ることができない。しかし前述建久九年九月兼隆注進³²⁾状には、

宇賀村・赤野村 公文地頭支配

(中略)

御庄惣追捕使

下司沙汰

と記されているほどであるから、地頭かつ下司でもあった兼隆・光家が、少なくとも公文・惣追捕使・神主等の荘官所職を現地で進退する力をもっていたことは否めまい。

とすると、(A)のケースは勅許直後東国から派遣された者、(B)のケースは同荘生え抜きの人という差異にも拘らず、地頭としてはともに職務・職権への関わり方や支配のあり方などの点で、基本的に殆んど共通の諸側面を具有していたことが判明する。即ち、いずれにおいても荘公所課の不勤仕・地利得分の押取(1)や、幕府の掌握するところとなった強制力行使の一具現形態である住民への人身徴発(2)など、前述の荘公領主・幕府への対応にかんする分析を通して窺い知れた特徴が確認されるときに、所領在住の在庁荘公下職等への支配(3)、山野狩獵の敢行(4)などの点でも共通した性格を見出すことができるのである。

しかも注目されることは、右の諸側面のうち、(3)及び(4)は、右の二史料の記述に照せばおのずと明らかのように、およそ彼らの職務・職権そのものを、こゝとして行なわれた性格の行為とは考えられず、したがって職の体系とは異なる次元から出たものと考えざるをえないことである。とすれば、かかる性格の行為とは、彼らの現実の在地支配の中からそれにかかわる問題に対処すべく発現したものと考えざるをえないことになるが、それは、(A)の(c)で「在廳書生国侍等」を地頭がその「家中に服仕せしめ」ていたと述べていた事実によって、明確に裏書きされよう。

(3)・(4)がかかる性格をもったものであったことを念頭において(1)・(2)に立ち返ると、さきに、彼らの荘公領主・幕府の定める職務・職権を、こゝとする行為が自らの在地支配に向けられたものと推定された点を、より明確にすることが可能となる。即ち、(A)からは、押領した「公物」をもって自らの従者らへの「食物」に宛てて濫行に及び、(a)、

駈り集めた「人民」をもって自らの「城郷」を「掘營」したという事実(b)、(B)からは、門島門田・加徴米・雑免田・免家と称して厩大な田畠在家得分を私物化し(a)・(a)、平民百姓を地頭私家の「朝夕祇候之所従」のように使役した事実(b)などを見出すことができるが、まさにこれらの行為は、彼らの在地支配強化の手段以外のなにものでもないことあきらかだからである。

右の四つの側面が、右の二事例における地頭の在地支配の姿をくまなく語っているか否かは俄かに決しにくい。しかし、少なくともかかる諸側面を具有する地頭の支配が、当時の複雑な在地の領有体系の下での、在地総体への全一的な支配の志向性を物語るものであることは疑いないところであろう。

しかし、以上のべた地頭の在地支配の性格は、右の検討にとどまる限りでは、限られた二事例を通して確認された個別の事実であるにすぎない。右の性格は、当時の莊郷地頭一般に認めうるものといえるだろうか。そこでまず注目される点は、右掲(A)文書の結尾の一節(e)に、かかる独特な在地支配を展開する得善・末武保らの地頭の行為を、国内莊公に割拠する「地頭沙汰人等」一般が模倣しようとする動きがあったと語られている事実であろう。これによれば、右の例にみられる地頭の行為の共通性は、たんに個別事例の偶然の一致たるにとどまらず、他の地頭等に模倣されるだけの一般性を含んでいたものである可能性が高くなっている。そして、それは次に検討する『吾妻鏡』所収の一通の太政官符によって疑いない事実として裏付けられるのである。

太政官符 諸國

應早令停止國衙莊園地頭非法濫妨妄

右内大臣宣、奉勅、依令追伐平氏、被補其跡之地頭、稱勲功之賞、非指謀反跡之處、死行加徴課役、張行檢斷、

妨惣領之地本、責煩^(c)在廳官人郡司公文以下公官等之間、國司領家所訴申也、然者、仰武家、現在謀反人跡之外者、可令停止地頭結之狀如件、依 宣行之、符到奉行、

文治二年十月八日

正六位上行左少史大江朝臣⁽³⁴⁾

修理左宮城使從四位上左中弁兼中宮權大進藤原朝臣

ここで平氏追討の跡に補置された諸国莊公地頭一般の非法濫妨として指摘されている四点、即ち加徴課役を宛行ない(1)、検断を張行し(2)、在庁以下公官を責煩し(3)、惣領の地本を妨げる(4)という諸特徴は、いずれも一見して前述の(A)・(B)二ケースから抽出された共通点(1)・(2)・(3)・(4)に対応し、かつより包括的に述べたものであることが知られよう。(1)・(3)についてはいまでもないが、住民・百姓に対する人身徴発(A)(B)の(2)とは、検断(強制力)の行使を前提としてこそ可能となるその一発現形態であるし、山野狩獵(A)(B)の(4)は、まさに惣領の地本ともいべき職の外に拡がる在地總体への実力支配⁽³⁵⁾の一具現形態といつてよいからである。右の文言は、全国の地頭の非法を抑止しようとする朝廷の政治的文書上の表現であるから、それなりの誇張を認めねばならないが、前述の(A)・(B)二個別例と内容上殆ど一致するという事實は、これが机上の作文にとどまるものでないことを何よりも雄弁に語っている。右の文書は、さきの個別例の検討から引き出されたこの期の地頭の行動の諸特徴が一般化されうるものであることを裏書きしているといつてよいであろう。

ただ、右の太政官符では(1)(2)(3)(4)にわたる非法濫妨は「平氏を追伐せしむるによりその跡に補」した頼朝新補の地頭を対象として述べられているので、一般的現象とはいっても、このタイプに限られ、内乱以前からのいわゆる本地頭まで含むものでないとの反論も予想されよう。しかし、右の官符は対象を新補の地頭に絞ったうえでその行為を問

題にするという法文構成をとっている関係上、本地頭の問題が視野に入っていないにすぎないのであるから、これを根拠にすることはできない。さきに検討した(A)のケースは確かに「鎌倉殿」より「地頭職として沙汰致すべき」「御下文を賜わ」ったタイプであるが、(B)備後国大田莊兼隆・光家らはその父の世代から同莊下司を担ってきた生え抜きのタイプであり、文治勅許直後に地頭として最も典型的な行為を、前掲文書から知りうるように、可能なかぎり全面的に展開するまでに至っていた点からみて、すでに内乱期までに地頭たるの条件を具えた者になっていたとみて疑いあるまい。しかも、別稿で検討した大隅国禰寢院南侯のケースによると、あきらかに内乱以前からの本地頭菱刈氏が文治勅許以後「不弁社家年貢、不随國務、任自由知行」という行為の上に、「田畠山野」を含む南侯「一院を惣領」するに至っていた事実を指摘することができる。³⁷⁾とすれば、右述のごとき非法濫妨行為が決して頼朝新補のケースだけに妥当するものでないことは確かであろう。勿論、没官・凶徒跡への新補と本地頭とのいずれのケースにおいても地頭の行為がまったく等しい形で現われたとまでいうことはできず、右の太政官符の扱う対象が前者に絞られていること自体、少なくとも莊公領主にとって前者の行為の方が遙かに重大な意味をもっていたことを示している。しかし、以上の点からすれば、それは、後者では官符で問題にされたような事態が勅許以前のおのおの歴史の中にすでに経験済みであったのに比し、前者のケースでは地頭が在来存在しなかったような所領に勅許を契機に一挙に補置されたゆえに、それがことさら莊公領主に職の秩序を破壊する行為と映じた、という差異のあることを語るものではある、地頭の行為自体の質の差を示すものではないといつてよいのである。

以上によって(A)・(B)二事例を通して復元された地頭の在地支配のあり方が、当時勅許後における諸国莊郷地頭一般の在地支配の特性を示すものであることは、ほぼあきらかとなった。しかも在来の職の秩序を手段やてことして多面的・総合的な在地支配を、莊公領主や幕府に糾弾されようと、右述のような形で押しすすめてやまないという在地

支配のあり方が、これほど全面的に展開した事実は、地頭以外のタイプの在地領主から見出すことはまずむずかしい。⁽³⁸⁾のみならず、前述の(a)史料(e)の部分から窺えるように、得善・末武保で地頭が展開した右のごとき性格の行為を模倣しようとしたものは、莊公在地所職一般ではなく、「地頭沙汰人」と地頭ないし類似の条件をもった者と捉えられていたことを忘れることはできない。とすれば、右の性格の行為とは、地頭においてこそ固有に具有されうるのであったといつてよいであらう。

注

- (1) 拙稿「鎌倉幕府地頭職の成立上・下」(『北海道大学文学部紀要』二三・二四—一。以下別稿Ⅰと略称。)第二章第二節結尾および第三章第三節。
- (2) 『吾妻鏡』同日条所収同日源頼朝書状。
- (3) 拙稿「国地頭職の沿革」(『史学雑誌』発表予定。以下別稿Ⅱと略称。)第三節参照。
- (4) 『吾妻鏡』文治三年十月三日条所収。
- (5) 『吾妻鏡』文治四年四月十二日条所収。
- (6) 『中世法制史料集』第一卷「鎌倉幕府法」追加法第七条。たとえば本稿第三節第二項でふれている肥前国龍造寺村地頭藤原季家や大隅国禰寝院南俣地頭建部氏の例など。
- (7) 「入来院文書」、文治三年七月日大藏種章解状(學術振興会刊『入来院文書』所収。『鎌倉遺文』二五〇号、以下鎌、二五〇号と略す。)
- (8) 『吾妻鏡』建久三年六月二十日条採録同日前右大將家政所
- (9) 下文。なお本文書については、拙稿「地頭職をめぐる朝廷と幕府」(『竹内理三博士古稀記念論集』掲載予定。以下別稿Ⅲと略称。)第三節を参照。
- (10) 「桑幡家文書」、建久八年閏七月日大隅国國田帳亨(鎌、九二四号)。なお、別稿Ⅰ第三章第二節一六九—一七二ページを参照。
- (11) 次節後述六〇—六二ページ。
- (12) 前注(9)所掲文書。
- (13) 「高野山文書宝簡集」五、建久元年十一月日金剛峯寺大塔供僧申状案(鎌、四九五号)。なお本節後述一二—一六ページを参照。
- (14) 『吾妻鏡』建久六年九月十八日条。
- (15) 別稿Ⅰ第一章第一節結尾および第二章第一節結尾。
- (16) 別稿Ⅰ第一章第一節。
- (17) 「島津家文書」、同日源頼朝下文(鎌、三六号)。
- (18) 前注(2)所掲文書。

鎌倉幕府莊地頭職の沿革

(19) 『吾妻鏡』同日条採録同日源頼朝奏状。

(20) 前注(15) 参照。

(21) 『島津家文書』、文治二年四月三日源頼朝下文(鎌、八二号)。

(22) 「根来要書」下、文治二年正月二十九日北条時政下文(鎌、四二号)に、

北條下文
下 紀伊國高野山御庄々

可早令停、止兵糧米并地頭等事

右、件御庄々自彼御山、所被仰下也、仍爲令致其制止、
雜色守清所遣下者、於自今以後者、所令停止旁狼藉也、
且御庄々折紙遣之、敢勿違失、故下、

文治二年正月廿九日

平在判

とみえる。

(23) 別稿Ⅰ第一節五三～五六ページ。

(24) 『吾妻鏡』建久元年正月十三日条。

(25) 前注(9) 所掲文書。

(26) この点については別稿Ⅲ第三節で詳述する。

(27) 本節後述五四～五五ページ。

(28) 『吾妻鏡』文治三年四月二三日条採録同年二月日周防国在
庁官人等解(鎌、二〇九号)。

(29) 「高野山文書宝簡集」五、建久元年十一月日金剛峯寺大塔

供僧申状案(鎌、四九五号)。

(30) 「高野山文書又統宝簡集」百四十二所収、鎌、一〇〇一号。

(31) この点は別稿Ⅱ第一節土肥実平・遠平の項で詳述の予定。

(32) 前注(30) 所掲文書。

(33) 「地頭沙汰人」という語が、地頭及び沙汰人を意味するの
か、地頭ないし類似の条件をもった者の意であるのかは、
この表現だけからでは断定しにくい。しかし、『吾妻鏡』
建久六年七月二日条に、

於遠江國橋下驛、當國在廳并守護沙汰人豫參集、義定朝
臣之後、國務及檢断等事、就清濁、聊有令尋成敗給事云々、

とみえ、ここにみえる「守護沙汰人」が、在来の守護安田

義定(これについては佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』

五〇ページ参照)のあとをうけ守護の職務たる「檢断」に

従事していた者であること明瞭であるから、その語の意味

するところは「守護たるの条件をもった者」という内容と

みてよからう。とすれば、「地頭沙汰人」も後者の意味で

あるとみて大過ないのではなからうか。

(34) 『吾妻鏡』文治二年十一月二十四日条所収。

(a)にいう「惣領」とは、前後の関係からみて惣領―庶子の
惣領の意ではあるまい。「惣領一院」(「禰寝文書」三、
久年建部清忠解状断簡、鎌、五三三五号)という用法の存

在からみて、所領・下地総体への領有行為を示す語と見てよからう。

(36)

「高野山御影堂文書」、永万二年二月日備後国太田荘立券文案（『平安遺文』補一〇六号。以下、平、補一〇六号と略す。）に下司として「橋基兼・散位橋朝臣親満」の名がみえる。姓を共にし、かつ兼（兼隆）・満||光（光家）の通字がみられる点からいって、兼隆・光家の先祖おそらく

父の世代の者とみてよからう。

(37)

拙稿「院政期における地頭職の生成」（『史学雑誌』八五―十一号。以下別稿Ⅳと略称。）第一章第二節参照。

(38)

さしあたり別稿Ⅳ第三章第一節を参照。

(39)

前注(33)参照。

第二節 勅許と前史

―― 荘郷地頭職の動向を規定した条件 ――

勅許後の荘郷地頭が、前節に検討したように、荘公領主に非法を重ね、幕府に対してさえ従順でなく、かつ職の秩序を、こゝとして在来の領主にみられぬ程強力かつ全面的な在地支配を展開するようになっていたことが認められるなら、かかる動きは、いかなる契機や要因によって可能になったのだろうか。本節ではこの問題を、主として地頭にとって外在的条件として作用した契機と地頭自らの歴史の中に内在していた要因との二側面から検討することとしよう。

まず第一点から考える。地頭が勅許後このような行動を展開するさいの支えのひとつとなった外在的契機が、勅許という事実とそれによって地頭が荘公領主から成敗されえない公許の存在になったことにあることは、疑いのない

ころであろう。幕府によって安堵・補任された地頭にとって、勅許＝幕府の成敗という事実が、彼らの濫行を支えた重要な契機であったことは、前節に見た、備後国大田莊地頭兼隆・光家らが田畠押領の正統性を彼らを成敗する位置にあった御家人土肥遠平の力に求めていた事実や、大和国藤井莊地頭岡冠者頼基が所務の違乱を行なう抛りどころを関東一族の威に求めていた事実を想起するだけでも認められるところであろう。

しかし、ここで重要なことは、幕府に安堵・補任を求めようともしないタイプの地頭においても、右の契機は貫徹していたことである。さきに別稿で、頼朝が勅許によって得た諸国莊公の地頭に対する成敗権とは、頼朝新補のタイプのみならず既成の地頭一般をも安堵・停廃・統御しうる権限であることを検証した。⁽²⁾勿論、これは権限たるにすぎず、少なくとも勅許後しばらくの間は、第三節で詳述するように、幕府が実際に安堵しえぬ地頭も確かにかなりの数存在していた。⁽³⁾しかしそれにも拘らず、幕府はこの権限を強く主張し実効あるものとしていたことがここでは重要である。

即ち、文治三年八月二七日頼朝は院に提出した奏状⁽⁴⁾の中で、地頭について、

一、所々地頭輩事、

以前、既面々含子細畢、若於不拘頼朝成敗輩事者、随被仰下、可加治罰夏、

と述べているが、地頭の対象を没官・凶徒跡新補に限定する表現をとらず、かつ「頼朝の成敗に拘らざる輩」をも自らの「治罰」の対象にしようとしている点で、ここに問題にされている地頭の中に頼朝の安堵・補任をいまだに受けてはいない者が含まれていることはまず疑いない。とすると、頼朝はここでこのようなタイプの者さえも、たとえ莊

公領主がこれらの地頭の成敗権を依然放棄していなかったとしても、院や莊公領主が専決行為としてこれらの地頭を停廃したり処罰したりすることに反対し、その執行権をあくまで確保しようとしていたことが判明しよう。

しかも、右の主張は、実際に院側も受けいれるところとなったのである。これらの点をめぐる朝幕間の交渉そのものについては別稿で検討を加えるが、⁽⁵⁾ここでは、この主張が朝廷にも受け入れられた結果、個々の問題にも貫徹するに至った事実を確認しておこう。

鎌倉右大将

判

下 加賀國額田庄住人

(中略)

右、件庄加納八田・額田兩郷是也、爰成景并宗親法師背 院廳下文・國司廳宣狀、令致濫妨、……、抑又加藤次成光暗稱地頭之由、令亂行云々、凡彼等之所行尤以不敵也、自今以後、停止件輩等種々之結構、……、

文治二年九月五日⁽⁶⁾

まず、右の頼朝下文が、院又は国司の提訴に基づいて発給されたものであることは、文中に「院廳下文・國司廳宣」が頼朝下文に先行するものとして示され、かつ扱われた問題を語る部分が「云々」という引用形式を踏んでいる点からみて確実であろう。とすると、右の文から「加藤次成光」なる者は、「暗稱地頭」るとき存在であり、したがっておよそ幕府の安堵・補任状などをもつ地頭でない筈であるにも拘らず、院や国衙は自らの手で彼の行為を押えず、その解決を幕府に持ち込み、頼朝の手によってはじめて「件輩等種々之結構」を「停止」することが決定されて

いることが判明する。

以上の事実をかかるタイプの地頭に即して見直すならば、勅許前と後との間に大きな条件の差が生まれていることが認められよう。いかに幕府から直接安堵・補任されていないとしても、当該所領を領有する荘公領主や朝廷の力で停廃されたり処罰されたりすることは、原則としてありえなくなったからである。もちろん、だからといってこれらの地頭があらゆる意味で自由になったわけではなく、その成敗権は幕府にある以上、幕府に提訴されれば、右の事例のように「停止件輩等種々之結構」といった禁令を加えられることはあったと言わねばならない。しかし、彼らはいぜん安堵を受けていない存在であるから、あらかじめ幕府の強い統制下に置かれているわけではないし、又荘公領主や朝廷がつねに幕府に訴えるとも限らない。かりに訴えたとしても、幕府がその地頭を必ず停廃・追放するとも限らない。右の事例においても、幕府は地頭の行動を制約しているにすぎず、領主側から停廃を求められても

他郷ハさも候ハぬに、止當郷地頭職候者、已似偏頗候、⁽⁷⁾

と言を左右にして拒否している事例さえ認められるのである。とすれば、勅許によって頼朝が荘郷地頭一般の成敗権を得たことが、実際に頼朝の安堵を受けるに至っていない地頭に対してさえ、前節でみたとき彼ら特有の行動を活発に展開する上で、確かに相対的に有効な外在的契機たるの役割を果たしたことは、まず確実であろう。

では、勅許後の地頭の前節にみたような行動を可能にした内在的要因、即ち地頭生成の歴史のなかから形成されてきた要因とはどのようなものだったのだろうか。第二にこの点を検討しよう。

まず、内乱以前に登場していた地頭職がいかなる特性をもつものであったかを、別稿検討の結果に基づいて約言す

ると、

地頭とは、在地と住民の全一的支配をめざして、住民への恒常的な強制力行使の条件を具備した在地系開発領主であり、その属性を勸農・收納等所課勤仕の遂行上容認する形で荘公所職に編成された存在が地頭職である。⁽⁸⁾

ということが出来る。そこでこの点を念頭に置いて、問題にかかる特性をもつ地頭が具体的な行動の上でどのような特徴をあらわすかという角度から見直すと、同じく別稿の検討を基にしながら、少なくとも次の諸点を指摘することができる。

第一に地頭職は右述のように荘公領主に「勸農・收納」にかかわる職務を勤仕する存在であり、それゆえにそれにかんする「得分」をも取得できる権限を有していた。しかし、安芸国壬生荘で「種々の非法を張行」して「寄作之輩」に対する勸農を破壊したり「所当官物」の「未済」を重ねていたという事例や、但馬国温泉荘で「寺役」の対捍や「年貢以下雑物」を「押取」しつづけていたという事例などに端的に示されるように、しばしば彼らは、職務や得分を逆手にとってそれを自己の在地支配の手段に転化していた。

第二に、地頭は住民に対する強制力行使の属性をもち、地頭職としても職務遂行上その行使が容認されていたから、常陸国南郡で地頭が「百姓妻子」を「追籠」めるという行為に及んだケースにおいても、そのこと自体は必ずしも彼を成敗する者から否定されなかった。⁽¹¹⁾したがって、彼らは、安芸国壬生荘の例によく窺えるように、住民を所領に封じこめるような強制力を発動して在地を「進止」し、ために荘公領主への官物弁済を不可能とするような事態をしばしば引き起こしていた。

第三に注目すべき特徴は、当該所領にかかわる他の荘公所職の否定又は集積という事実である。この点は別稿で触れえなかったのやや具体的に述べると、安芸国高田郡で地頭職を有していた佐伯景弘は同郡郡司職（即ち七か郷

郷司職⁽¹³⁾を兼帯しさらに下司職を有する旧郡司子孫をも圧迫してその併呑をねらっていた⁽¹⁴⁾。又大隅国禰寝院南俣で地頭職を有する建部氏は同院院司職を兼帯しており、常陸国南郡地頭広幹は同郡郡司職（即ち郷司職）を併有していたと推定され⁽¹⁵⁾、日向国救二院地頭職は平九郎為成から平八成直に弁済使職とセットで移動した⁽¹⁶⁾。これらは、当該期に地頭職の存在を認められるもののうち、その所領にかかわる他の所職の知られる事例のすべてであり、それらを通していづれにおいてもこうした他職兼帯の事実が見られることは、地頭が一般にかかる特徴をもっていたことを示すものといつてよからう。これら兼帯された所職は、高田郡郡司職・南俣院院司職・南郡郡司職などその由来を知りうるいづれのものも、地頭職登場以前からの職であることが認められる。これらの所領で地頭職が設定されること自体、別稿第三章の検討から推定できるように、在来これらの所職による収取が確保できなくなったことの結果に他ならない⁽¹⁸⁾。とすれば、このようなケースにおいて、多くのばあい在来の所領と地頭職とを分有させず当初から同一人に賦与するという措置がはかれることになるのは自然のなりゆきであり、前述の諸職兼帯という事実は、その結果であったといつてよからう。当該期の地頭について非法行為はしばしば問題にされているにも拘らず、兼帯の事実が紛争の原因になっている事例がさして多くみられないのもこれと無関係ではあるまい。勿論だからといって、つねに諸職すべてが兼帯されていたとは限らず、右述の安芸国高田郡でも、安元二年地頭職賦与にさいし佐伯景弘はすでに郡司職を相伝していたから、これを彼に兼帯させることは容易であったが、下司職は数十年前から郡司職より分離して旧郡司系の源氏に継承され、同氏は佐伯景弘の介入に激しく対抗していたから、これは景弘にスムーズに兼帯されるには至らなかった⁽¹⁹⁾。しかし、注目すべきことは、かかるケースにおいてさえ、地頭は右述のように下司職に圧迫を加え、それを通して源氏が所従を語らい据えて展開していた在地支配そのものを吸収しようとしていたことであり、この事実から、かかる他職併有は、地頭のめざす在地支配確立への一環として彼自身によって強く志向されていた行為

であることが確認される。

さて、第四に指摘すべき点は、地頭の行為は、右の三点の他に彼が開発領主として支配する所領に対して、開発領主として支配する所領に対して、開発領主という伝統と權威に立脚して田畠山野を含む在地総体への多面的な支配を展開していたことである。別稿で指摘したように、安芸国壬生荘での地頭の在地支配のあり方が、かかる在地総体への支配の意味を内包する「進止領掌」の語で捉えられていたことや、大隅国禰寝院南俣で承安年間ころより地頭職の帰属をめぐって相論をおこしていた菱刈氏と建部氏の双方が、それぞれ「惣領一院」と「先祖相傳所帶」たる「田畠山野」すべての領有を主張して譲らなかった事実などは、この点を如実に物語っている。しかもその支配は、壬生荘の例から窺いえたように所課の勤仕を怠らない限り、荘公領主の側からも容認されていた性格のものであった。しかし、ここでより重要なことは、同じく壬生荘の例で、

云佛神事云本家^(役カ)□□及闕如、是偏地頭等依張行種々非法、……有限負累物、任員⁽²³⁾□□間、各地頭可令停止進止領掌也、⁽²³⁾

とあることから知られるように、地頭自らは右の荘公領主の制約さえ無視し、所課の対捍を重ねてまでかかる進止領掌を強力に展開してやまなかったことであり、その点に地頭が職の枠組を踏みこえて在地総体への全面的支配を強く志向する存在であったことを端的に読みとることができよう。

内乱以前の先駆形態としての地頭の特性を具体的行動の特徴に即してとらえなおすなら、さしあたり少なくとも以上の四点を抽出することができよう。これらが地頭の行動の特徴のすべてを語るものとは言えないとしても、他の

在地領主のなかにこれらの四側面をあわせもつような存在を見出すことは困難であろう。これらの四側面を根本で支えていた地頭固有の特性が住民に向けられた恒常的な強制力の具備にあったことは、それこそが地頭を他の在地領主から決定的に区別しうる属性に他ならず、又四側面に共通する力ずくの行動という点を可能にした力と考えられる点からみて疑いなからう。

そこで以上を念頭においていまいちど右に検討した四側面そのものに立ち返ると、この四つの特徴は、前節で抽出された勅許後の莊郷地頭の行動の四特徴

- (1) 莊公所課・得分の不動仕・押取
- (2) 住民・百姓に対する人身徴発（検断張行）
- (3) 所領在住の在庁莊公下職等への支配
- (4) 山野を含む在地総体への領有活動

にそれぞれそっくり対応することが判明する。しかも、かかる諸側面をもつ地頭の多面的な行動を支えていた主要な条件は、右述のごとく、強制力行使という、地頭がその生成の歴史のなかで自らの力でその固有の属性として具有するに至った内容のものであった。とすれば、勅許後の莊郷地頭の右述の行為を可能とした内在条件が、勅許にいたる地頭生成の歴史のなかで地頭自らが強制力行使という固有の属性を、こゝとして築きあげてきた支配と行動そのものの蓄積にあったのであることは、ほぼ疑いないところであろう。内乱期に近づくにしたがって、かかる性格をもつ地頭が全国各地に広範に簇生してくるようになるのは別稿第四章にみたところであり、そのさいこれらの地頭がいちように「庄務を張行し」「自由の威を施す」といった、まさに右述の諸側面を全面展開するということに相應しい行動を取り、ために莊公領主の激しい糾弾の対象となっていた事実⁽²⁵⁾は、この点を如実に語るものであるといつてよい。

頼朝はまさにかかる地頭の広範囲な簇生を前提として、これを自らの成敗下にくみこむ権限を勅許によって獲得し、又かかる性格の地頭を謀叛人・凶徒らの存在を理由に新設してゆくことにも成功したのである。⁽²⁷⁾とするならば、勅許後の荘郷地頭は、かりに内乱前からの系譜をひくものでない新設のものであったとしても、内乱前に生成していた地頭の属性と質を継承した存在であったといつてよいであろう。かくして、勅許後の荘郷地頭の独自の行動の特性をうみ出した内在条件が地頭生成の歴史とその中で培われた地頭自らの属性及び存在にあったことは、先駆形態たる段階から内乱を経て頼朝の地頭職勅許に至る事態の展開そのものを通して確認することができるのである。

注

- (1) 前節四五～四六ページを参照。
- (2) 別稿Ⅰ第三章第三節参照。
- (3) 第三節第二項。
- (4) 『吾妻鏡』同日条所収。
- (5) 別稿Ⅲ第一・第二節。
- (6) 「平松文書」、源頼朝下文案(鎌、一七一号)。
- (7) 「尊経閣所蔵東福寺文書」、久年三月一日源頼朝書状(鎌、一〇二八号)。
- (8) 別稿Ⅳ第一章を参照。
- (9) 別稿Ⅳ第一章第二節参照。なお、「敵島神社文書」、治承三年十一月日前太政大臣平清盛家政所下文(平、三八九一号)も参照。
- (10) 別稿Ⅳ第一章第二節参照。なお、「高山寺文書」、元暦元年四月日後白河院庁下文案(平、四一六六号)も参照。
- (11) 別稿Ⅰ第五章第一節五一～五二ページ。
- (12) 前注(9)参照。
- (13) 「敵島神社文書」、承安四年十月一日中原業長讓状案(平、三六六一号)、同安元二年七月日安芸国司庁宣案(平、三七七二号)。
- (14) 「敵島野坂文書」治承四年(推定)九月七日源頼綱請文(平、補一三二二号)。
- (15) 拙稿「在地領主における所領所有とその歴史的性格」(『歴史学研究』三四三三)。
- (16) 網野善彦「常陸国南郡惣地頭職の成立と展開」(『茨城県史研究』十一号)。

鎌倉幕府莊郷地頭職の沿革

(17) 「島津家文書」、欠年五月九日源頼朝御教書案(鎌、一〇三一号)。

(18) 別稿Ⅳ第三章第二節。

(19) 前注(14)所掲文書、および「浅野忠允氏所蔵厳島神社文書」、保延五年六月日藤原成孝讓狀(平、二四一〇号)。

(20) この点については別稿Ⅳ第二章第二節でも言及している。

(21) この点は別稿Ⅳ第一章第二節参照。

(22) 「禰寝文書」六、文治三年十一月日大隈正八幡宮神官等解

(鎌、二八六号)、および「禰寝文書」三、欠年建部清忠解狀断簡(鎌、五三三五号)。

(23) 「厳島神社文書」、治承三年十一月日前太政大臣^{平清盛}家政所下文(平、三八九一号)。

(24) この点は別稿Ⅳ第一章で詳述している。

(25) 別稿Ⅳ第四章第一節一三〜一五ページ。

(26) 同右。

(27) 別稿Ⅳ第三章および第五章を参照。

第三節 莊郷地頭職の定着過程

莊公領主のみならず幕府にさえ従順でなかった勅許後の莊郷地頭の動向は、前節でみたように先駆形態いらいの発展の結果としてあらわれたものだったとしても、勅許後数十年の幅をとって子細に見るならば、先駆形態のそれと同一ではない。すでに勅許と幕府の成敗という新しい情況下におかれている以上、先駆形態の段階では予想さえされなかった新しい問題が、時間の経過とともに次第に顕在化してこざるをえないからである。そこで本節ではこの問題を、

一、職務・職権と在地支配

二、本地頭と幕府

三、地頭職の領有形態

四、地域性の問題

の四点から捉え、荘郷地頭がこれらの問題をどのように解決しつつ鎌倉期の在地諸関係のなかに定着していったかを考えることにしたい。

第一項 職務・職権と在地支配

第一節の検討でみたように、勅許後の荘郷地頭の行動の性格は、一般に職務・職権を、ことしつづ在地総体への全面的な支配を打ち立てようとする点に固有の特徴をもっていた。しかし、彼らの行動がかかる性格を帯びたものであるかぎり、彼らが鎌倉期の社会に定着し独自の足場を築きあげるに至るまでには、荘公領主や幕府の賦与する職務・職権と彼の現実の在地支配のあり方を廻って、独自に複雑なプロセスの經由を必要とせざるをえない。そこで荘郷地頭職の定着過程を考える第一にこの点を取り上げ、その展開のうえに劃期的な変化があらわれる元久年間ごろを境として当該期を二つの段階に区切り、検討を加えることにしよう。

さて、右の視角に立って、第一節にみた荘郷地頭の行動の特性を、まず第一段階（文治——建仁年間）に絞って、より子細に見直すならば、前述の周防国得善・末武保地頭の

寄支於武勇、彼兩保令押領之上、御柱引食料令割置乃米四十余石、打開官庫令押領之上、……驅集人民而令掘營城塼、……、

という行為⁽¹⁾や、備後国大田莊地頭の

一、号遠平知行之時所門畠門田、押領百餘町田畠、不令弁済合夕所當事、

(中略)

一、号加徵米段別二升五合公物押領事、

という行動⁽²⁾そのものが雄弁に語っているように、彼らの職務・職権を媒介とする行為は、新補たると本地頭たるとの區別を問わず、職務・職権⁽³⁾にそつて、その枠を拡大させるという方向性をもっているというより、それらを逆手にとつてそれを自己の在地支配のための直接的手段にするという性格を濃厚にもっていたものであることが浮かび上がってくる。右の二事例をはなれても、この期の地頭の行動を語る諸史料から、彼らが莊公領主や幕府に対して、賦与された職務・職権の内実を拡大・充実化しようとする方向性を明確にもっていた事例を捜すことはできないが、より重要なことは、右の特徴が、たんに個別事例で検証できるところにとどまらないということであろう。即ち、第一節前述の文治二年十月八日太政官符に地頭⁽⁴⁾の一般的動向として語られている、

死行加徵課役、張行檢断、妨惣領之地本、責煩在廳官人郡司公文以下公官等、

という記述を、この点を念頭に置いて見直すなら、まさに当時の地頭の行為の性格が一般にかかる特徴を伴っているものであることを読みとることが可能になるからである。「加徵課役を宛行なう」行為は、職で定めた所定の收取

を不法に拡大するものであり、「検断を張行する」とは、所与の檢察權を足場にそれを踏み越えた領域に實力で非法に適用することを語っているのであることも疑いない。「惣領の地本を妨げ」たり「在庁」以下を「責煩」する行為も、右を足がかりとしながら法と職の外側で展開していた行為であること明瞭であろう。したがって、この期の地頭の行為の性格とは、まさに一般的にいつても、法と職とをステップとしながらも、それを逆手にとって在地総体への實力支配を直接全面的に拡大・展開しようとする面を強くもっていたということができるのである。

では、この期の莊郷地頭にはなぜこのような行動の特徴が、共通して見出されるのだろうか。そこで注目されるのは、勅許直後のこの時期における莊公領主と幕府との地頭に対する対応上の特徴であろう。

まず第一に注目すべきことは、莊公領主・朝廷の側は、別稿にも言及するように、勅許後地頭非法の問題が顕在化してくるにつれてその越權行為を否定する立場を鮮明にしはじめ、文治二年十月に至るや、前述の

死行加徴課役、張行檢断、妨惣領之地本、責煩在廳官人郡司公文以下公官等、

という地頭の多面的な越權行為そのものを一切、

地頭非法濫妨

ときめつけ、一律に禁圧する立場を官符をもって確立するが、そのこと自体は幕府によっても受け入れられ、その建前は少なくとも建久年間までは崩された形跡がないということである。⁽⁷⁾

しかし、それと同時に注目すべき第二の点は、越権全面禁圧の立場にも拘らず、荘公領主（朝廷）・幕府とも、前提となる職務の確定をめぐってあいまいな点を残し、越権禁圧の手立てについても充分な条件を確立していなかったことであろう。朝廷は、謀叛人・凶徒跡へ所課勤仕と檢察力行使を職務とする地頭の補置を勅許によって認めておきながら、当該所領で謀叛人・凶徒でないゆえに生き残った他の所職との間に生ずる職務の競合状態を解決する規準を持っていたと見做すことはできず、ために播磨国矢野別符で文治二年ごろ地頭と下司とが年貢の勤仕をめぐって対立していたというような事態は、諸国いたるところで引き起こされていたと考えられる。⁽⁸⁾又幕府についていえば第一節に言及したように、幕府は建久年間に入っても存在さえ確認できぬ地頭を多量に抱えていたし、⁽⁹⁾補任・安堵の対象となつた者に対しても職務に即した恒常的編成を充分確立するには至っていなかった。⁽¹⁰⁾そしてかかる条件下にあることを前提にして、越権行為を理由に地頭の停止を個別に求めてくる朝廷側に対しても、幕府はつねに従順に應じていたわけでもなかったのである。⁽¹²⁾

当時の朝廷や幕府が、荘郷地頭の越権行為・濫行に対してかかる対応を示し、又これに対する原則と實際の手立ての間にかかる乖離をもっていたのは、当初の事態としては当然のことであろう。しかし、そうである以上、これが一举に公許の存在となり又全国各地に新補されたばかりの荘郷地頭一般の動向に重い規定条件として働いたであろうことも想像にかたくない。つまり、かかる条件下にある荘郷地頭にとって、職務・職権の枠の拡大を一切非法とみなす荘公領主をまえにして、職と法の枠に食いついてその中に立場を築こうとする方向をとることが現実の課題となりえないのはいうまでもないが、同時に越権禁圧の手立てが確立していないとすれば、いかに禁圧の立場を堅持しようとも、地頭の側が実際にはこれに従順でなく、先駆形態以来彼が展開してきた旺盛な在地支配、即ち強制力を、こゝして職を逆手にとつた在地総体への強力な支配を迫いつづけたであろうことも容易に推測される。かくて、この期の荘

郷地頭が一般に職を逆手にとって在地に対する全面的支配を展開しようとする特徴をもっていたのは、まさに公許の存在として誕生したばかりの彼らの上におおいかぶさっていた荘公領主（朝廷）と幕府との側に以上のような条件があり、その下で地頭がその属性にねざした固有の行動を展開したことの当然の結果であったといえることができるであろう。

しかし、以上見た第一段階における地頭の職務・職権と在地支配との間をめぐる行動の特徴は、元久年間前後のころから大きく変化しはじめて第二段階に入ることとなる。

まず、この点を如実に示す一事例を提示しよう。承元元年若狭国富荘をめぐって領家・百姓と地頭の間の相論を裁いた一通の関東下知状⁽¹³⁾によると、当時領家側は、地頭の非法行為として、所定の所課物の不当押取（狩鮎人夫・蚕養時狩仕百姓）・検断権の不当拡大（逃亡人在家引籠）・地頭得分の不当拡大（地頭佃耕作・地頭定使月別入物・地頭代官等所飼馬の設定・関東夫馬切米の設定）などとともに、在来職権としてさえ認められていなかった山野所出物（藍役・麻畠山芋）や交通面（京上并木津越夫馬役）への支配をも書き上げて幕府に提訴していた。地頭がここに見られるような多面的な在地支配を展開すること自体は、前段階らしいことであり、特に異とすべき問題ではない。

しかし、ここで注目される事実は、この訴えを受けた幕府から陳状の提出を求められた地頭が、一面では幕府の命に耳をかさずに前段階らしいの実力支配を重ねながらも、他面では自らの非法を認め、又特定の問題については「十餘年之間、隨要節雖催仕、無其訴」とか「自補任之初十餘箇年令勤仕也」といった形で反論し、⁽¹⁴⁾ 自らが実力で築き上げた慣例上の支配を法理の場で公的に承認させようとする姿勢をもとるようになってきていることである。⁽¹⁵⁾

こうした事例は、この時期以降かなり頻繁に見出すことができるようになるが、かかる事例の累積だけでは、右の変化が本地頭・新設の地頭のいかんを問わず、又一般的動向としても認めうるかどうかを判断することはでき

きまい。ところが、この点を念頭に置いて『吾妻鏡』を見直すと、元久元年五月八日条記事

就國司等之訴、有被經沙汰之事、所謂山海狩漁可從国衙所役事、塩屋所當以三分一爲地頭分可止抑留之儀事、節新燒米可爲國司得分事、以上三ヶ條、且隨國宣、且任先例、可致沙汰之旨、被仰付地頭等、……、

と同建曆二年九月二日条記事

諸國津新河手等事、可被止由、日來及御沙汰之處、其事為得分、所々地頭依申子細、今日如元可致沙汰之由、面々被仰下云々、

とは、かかる問題が一般的に存在するに至っていたことを示す好箇の素材である。もっとも右の二記事はいずれも地の文であるから、史料としての信憑性に問題がないわけではない。がこのうち後者にかんしては、同日の「仰下」をひき出す契機となった、「諸國津新河手等事、可被止由」を内容とする幕府の「御沙汰」に當る史料が、「真繼文書」・「瓜生原文書」・「阿蘇品文書」等のなかに

將軍家政所下 諸國關渡地頭等所

可早任 御牒并 院宣狀、停止藏人所燈爐御作手鑄物師等往反諸國市津關渡山河率分山海煩事、

右、彼鑄物師等去承元四年所給 院宣子細具也、可勘免諸國市津關渡海泊煩之狀如件、地頭等宜承知、勿違失、故

下、

建曆二年九月十三日（署名略）

という同年九月十三日付の將軍家政所下文として独自に残されているほどであり、他にこれらの記事の信憑性を疑わしめるような史料も見当たらないから、まず右掲の『吾妻鏡』二史料は使用に堪えうるものとみてよからう。

さて右の二史料は、地頭一般を対象とした記述形態をとっている点からいって、当時地頭の大半を占めるに至っていた幕府新補の地頭を除外した規定でないこと疑いあるまいが、同時に山野河海や津料河手という伝統に立脚した在地支配においてこそもっとも重要な問題としてあらわれるべき問題が取り上げられている点からいっても、内乱前の系譜をひく本地頭を含めた法令であることも認めてよからう。前者は、国衙の提訴の契機として、山海狩漁・塩屋所當、節煎焼米得分等につき、地頭が国宣と先例に従うべき旨を幕府が定めたものであり、その点でこれは、地頭の山野河海にわたる旺盛な在地支配の展開に対して国衙にかわって幕府が法的制約を加えたものといえよう。しかし、同時にその内実において、「山海狩漁可從國衙所役」・「塩屋所當以三分一為地頭分」という規準を提示したことが、地頭に對し少なくとも国衙所役に従う限りでの山海狩漁の權と塩屋所當三分一の取得とを承認する法的根拠を与えたことも確實である。又、後者は諸国津料河手を地頭が得分として取得することに關する問題であり、右述のように、幕府は朝廷側の要求に押されてその禁止を決定しておきながら、のちに地頭側の訴えに屈して撤回、一転して承認にまわっていることが知られる。この決定が地頭に津料河手を取る法的根拠を与える結果になったことはいうまでもないが、同時にこうした法令が地頭側の働きかけを前提としてはじめて実現されたものであることを忘れることはできない。幕府の与える法的規準が、荘公領主（朝廷）のみならず、在来実力支配の問題であつたにすぎない山野河海

・交通等の支配をも法と職の世界にとりこもうとする地頭一般の動向に規定されつつ確立するようになってきたことを、右は如実に示しているからである。

地頭のタイプのいかんを問わず、又山野河海等の分野においてさえ、かかる動きが生ずるに至っていたとすれば、事が新設の地頭一般の職務や職権に関する問題に波及するのも当然であろう。

諸國庄園郷保地頭等、寄事於勲功賞、擄濫妨所務之由、國司領家訴訟出來之間、今日有其沙汰、云名田云所職任本下司之跡、可致沙汰、背御旨者、可改職之旨、被仰下云々、

右は元久元年十月一八日『吾妻鏡』記事であるが、「寄事於勲功賞」・「任本司之跡」と述べている点からみて、幕府新補の地頭を対象とした立法であることは明瞭である。この点を念頭において右の立法の経緯に注目すると、たしかに立法の直接的契機は、莊公領主側からの提訴にあったが、同時に裁下内容自体は單純に莊公領主の利害を貫いたものとは言えないものとなっている。職務（所職）と得分たる給田（名田）にかんし本下司のそれを繼承せよという規定は、たしかに先例を繼承するという勅許いらいの一般的方針の具体化であり、又職務・職権上の不当な權限拡大を抑止しようとする面をも具えており、そのかぎりで莊公領主側の要求に従ったものとみることができる。しかし、前段階の検討を通してのおのずとあきらかなように、從來地頭の職務・職権は先例以上の、官符・宣旨等によってその内容にかんする公的規準を獲得していたとはまず考えられず、ために前述の播磨国矢野別符の例が⁽¹⁸⁾そうであったように、地頭の職務が他の所職のそれと競合するようないの解決の規準はなく、事は朝幕間のその時々⁽¹⁹⁾の力關係に任ざれるというにすぎなかったのである。とするなら、右の立法が地頭の職務・職権の具体内容について、幕府新設の地

頭を軸として、一般的な法の規準を与える意味をもったものであること確実であり、確かにこの点で地頭の利害を支える役割を果たしたものであることを認めざるをえないのである。

しかも加えて注目すべきことは、右で跡地を継承するといっても、謀叛人・凶徒らの所職得分の継承という形をとらず、「下司」という官物・年貢類の弁進に携わる代表的所職を継承の対象としていることであろう。地頭の所課勤仕という職務が下司のそれと共通する性格のものであることを念頭におくなら、右の規定は、たとい謀叛人・凶徒が官物・年貢の弁進に携わる下司系統のものでなかったとしても、その跡をうけた地頭は、下司の権限を摂取して地頭としての基本的属性を貫徹することを認めたものであることが判明する。とすると、右の原則に忠実であるかぎり、下司が謀叛人・凶徒発生の所領でそれとは別個に存在しているというケースでも、下司の職務は否定されるということにならざるをえない筈であるが、事実承久の乱後安芸国宇都・竹原荘に地頭設定された事例によると、地頭が没官の対象として進退したのは「公文職」であつたに拘らず、領家側の独自の⁽²¹⁾下司進退に対し、幕府は「被補地頭之上、非沙汰之限」と、それを否定する立場をとっており、この原則が個々の処理にも貫かれていたことを確認できる。右の法令が、地頭固有の職務を他の荘公所職を犠牲にしてさえ荘公の職の秩序のなかに定着・確立させるといふ性格をもっていたことは、疑いない事実であらう。

もちろん、右の史料によるかぎりでは、右の職権確立は、幕府側の行為としてしか捉えることはできないが、第一節にみたように、地頭の側に、他の諸職を兼帯しようとする動きが一貫してあつたこと事実であり、播磨国矢野別符の例によれば地頭はまさに下司の職務を犯してやまなかつたほどだったのであるから、いかに荘公領主側の提訴によるものではあれ、幕府が右のごとき内容の立法を行なわざるをえなかつた背後に、前述の津断河手問題同様の地頭側の働きかけが伏在していたことは、まず確実とみねばなるまい。

さて、元久以降の変化が、以上通観したような性格をもっていたとするなら、承久乱後の地頭に関する一連の立法が、この発展形態であることは明瞭であろう。その本格的分析は本稿の枠をこえるので控えるが、貞応元年四月二六日関東下知状で新補地頭を対象に定められた、

一、地頭等可存知條々

給分所知之外、任自由、近隣他領押領、可停止之、

次地頭者、守本地頭下司之跡、可致沙汰也、但本下司得分無下爲之少之所者、隨御使之注申、可有計御下知也、

御成敗以前、不相待御計、領家預所郷司得分令押領之輩者、可處咎事、

次非指請所、任自由預所郷司追出事、慥可令停止、

という規定⁽²⁴⁾や、翌年七月六日に下された関東御教書における同種の地頭を対象とした、

一、公文・田所・案主・惣追捕使・有司等事、

右、件所職、隨所或在之、或無之、必雖非一樣、所詮任先例、於領家國司進止之職者、地頭更不可致妨、若又亂逆時、依爲指犯過之跡、雖兼其職、如舊可從領家國司之所務、

という規定⁽²⁵⁾が、前述の元久元年十月一八日の立法の系譜を引き、さらに多様な具体的諸条件下に即応しうる微密な法令となったものであることは明瞭である。

又同関東御教書にみえる、

一、郡内寺社事

右、件寺社者、多是爲領家進止歟、若又如地頭氏寺氏社者、私進止歟、所詮任先例、今更不可致自由新儀、

(中略)

一、山野河海事

右、領家國司之方、地頭分、以折中之法、各可致半分之沙汰、加之、先例有限年貢物等、守本法不可違亂、

一、犯過人糺斷事、

右、領家國司三分之二、地頭三分之一、可致沙汰也、

という諸規定が、主として元久元年五月八日及び建曆二年九月二日法令の系譜を引き、その内容を具体化かつ修正するとともに、さらに対象を寺社進退・犯過人跡処分といった在地支配上の諸々の分野に拡大したものであることも疑いのないところであろう。

さて以上第二段階の動向をまとめるなら、結局、莊郷地頭は元久年間ごろを転期として、そのおかれたタイプと条件に即しつつ、一方では在来からの実力むき出しの在地支配を展開しながらも、他面在来の職務・職権の枠を拡大するとともに、在来あいまいであった職務・職権上の具体内容の明確化や、実力支配上の問題にすぎなかった在地支配上の多様な権限の法と職の世界への定着化をものしとげる方向を辿るようになってきたと要約することができる。

この変化は、一面でとどまるところを知らぬ地頭の職破壊と在地支配の動きを職の秩序の中にとり込むことによつ

て封じ込めようとする莊公領主や、それに妥協的立場をとりつつ問題を相論の場で解決させようとする幕府の動向に規定されており、又その意図がある程度貫徹した結果でもあろう。

しかし、同時に重要なことは、前述したように、右の莊公領主・幕府の動きの背後に地頭側の幕府に対する一貫した働きかけがあり、それが右にみたような地頭の権限拡大を支えていたという事実であろう。しかも興味ぶかいことには、このような地頭の職の秩序への潜入を前提としてやがてあらわれる、地頭請・下地中分等々の現象は職の体系や秩序そのものを解体し、地頭の一元的地支配をより容易にする条件を用意したと予測される²⁷。とすれば、右述の元久以降の変化は、地頭の在地領主としての歴史の上で、莊公体制への埋没を意味するものでなく、その否定と独自の発展への一ステップであつたとみてよいことになるのである。

そして、そうであるなら、右述の検討のなから明らかになつた、幕府が元久年間の前後より、莊公領主の地頭非法にかんする訴えを一方的に聴くのみならず、地頭側の反論をも同等に聴く立場に立ち、それを通してかかる問題についての立法主体に転化するに至つたという事態自体も、幕府の主観的意図がどうであれ、以上の地頭の動きを前提としてのみ可能になつた事柄であつたといわざるをえない。莊郷地頭は、莊公領主とそれに妥協した幕府によって莊公所職の強い制約のなかに封じ込められた状態から出発しながらも、その隙間を縫って彼本来の固有の属性を展開させ、やがて幕府が彼らの利害を直接処理する立法の主体に発展してゆく下で、その属性に基づく在地総体への支配を職と法の秩序の中に安定的に打ち立てるほどに成長していったのである。

第二項 本地頭と幕府

莊郷地頭の定着過程の第二に本地頭と幕府の關係のあり方について検討しよう。とくにこの問題を取り上げるのは、いかに幕府が勅許によって莊郷地頭一般にたいする成敗権を樹立したとはいっても、本地頭は、すべてが幕府の補任によって成立する新補のケースと異なり、幕府との關係をめぐって以下に検討するような多様なタイプを含んでおり、その沿革については独自の吟味が必要だと考えるからである。

すでに文治勅許を遡る内乱のころより、この本地頭のなから頼朝の安堵を受けようとする動きが一般に活発になつてきていたことは、別稿第五章で述べた。⁽²⁸⁾また勅許後彼らのなから頼朝の安堵状を得る者があらわれたことも、文治二年八月九日付で頼朝がかかる地頭とみられる藤原季家に肥前国龍造寺村を対象に安堵を行なつていた事例等の⁽²⁹⁾存在によって検証できる。

しかし、だからといってこれら本地頭のすべてが、勅許後いちように幕府の安堵を求める動きをとるようになったわけではない。すでに第一節で触れたように、建久三年当時美濃国に頼朝の家人でない、したがって安堵を受けてない地頭がかなり存在し、又建久八年になつても九州諸国全般に幕府の補任を受けていない地頭がある程度存在しその調査を目的として大田文が作成された事実等は、⁽³⁰⁾建久末年までこのタイプの地頭がある程度広範に存在していたことを物語っている。

それではこのような地頭は、勅許後数十年を経る間に、幕府との間にどのような關係を結ぶようになっていったのだろうか。その動向は個々のケースにより多様であると思われるが、ここではその具体相を知りうる大隅国禰寢院南俣・日向国浮田莊・薩摩国山田村のそれぞれを舞台とする地頭を素材に検討を加えよう。

まず、大隅国禰寢院南俣では文治三年本地頭建部氏は、承安三年いらい菱刈氏が大宰府宣を得て押領していた地頭職の返還を求めるにあたり、領家大隅正八幡宮の力をたよって本家石清水八幡宮の「政所の裁」を「申請」していた。⁽³¹⁾

もつとも、このケースでは、同時に石清水の幕府への仲介と幕府による安堵を求めていたことも知られるのではあるが、このような行為でさえ、地頭独自の行動としてでなく、在来彼を成敗してきた本家「政所の裁」として行なうよう提起されていることを忘れることはできない。⁽³²⁾地頭が職の返付を莊園領主に依存して幕府に求めるという行為は、建久三年にも繰り返されており、この相論が建仁三年に至って幕府の手で解決される時の幕府の安堵状も、守護から直接禰寝氏に与えるのではなく、八幡宮と大隅国司・留守所を通して給付されるという形を踏んでいるのである。⁽³⁴⁾こうした方式がとめられて幕府——守護所が直接地頭を補任する形に切り換えられたことが確認できるのは、貞応元年補任の時点からであり、これ以降かかる形は消滅している。なお、この変化と時をあわせて莊園領主や国衙の側は、在来彼を「地頭職」の名で呼んできたのをとどめ、以後あらたに「名頭職」の名で捉えるようになっていた点注目される。⁽³⁶⁾

これに対し、日向国浮田莊・薩摩国山田村のケースでは、在来の本地頭は、少なくとも地頭としてはいつさい幕府の安堵・補任を受けることがなかったものである。まず日向国浮田莊では、宇佐大宮司公通が在来の莊園領主撰関家から「地頭、弁濟使職」を賦与されていたが、⁽³⁷⁾建久八年地頭調査を目的として作成された九州諸国大田文のひとつ日向国大田文にさえ、彼は同莊について「弁濟使」と記されているだけであり、⁽³⁸⁾この時点でも幕府から地頭として把握されるに至ってなかったことを知りうる。そして、建仁三年十一月に至っても同「地頭弁濟使職」の安堵は、幕府ではなく撰関家のみに求められていたのである。⁽³⁹⁾

もつとも同莊については、この後幕府が地頭を成敗しうるに至ったか否か、又成敗したとすれば、この本地頭をくみ込む形で行なったか否かまで知ることとはできない。ところがいまひとつの事例薩摩国山田村のケースでは、この経緯にまで立ち入って知ることができる。即ち、同村でも文治三年当時本地頭を主張する大蔵氏が他氏の同職押領を提

訴した先は、幕府ではなく在来彼を成敗してきた莊園領主撰閥家であつた。⁽⁴⁰⁾ところでこの後建久八年同国大田文によると、同村を含む島津莊寄郡薩摩郡には没官領を理由として幕府から千葉介が地頭に補任されるに至っていた事実を見出すことができる。ところがその後建保五年になつても、大藏氏の女を妻とする源宗久は、右述の大藏氏から得た所帯の安堵をいぜん撰閥家に求め、又撰閥家から安堵されているのである。⁽⁴²⁾千葉介への幕府の地頭職補任が、大藏のそれを継承する形で行なわれたのではないことは確実である。とすれば、在来大藏氏まで伝えられた地頭職そのものはどうなつたかが問題となろう。がその眼で右の建保五年の提訴を見直すなら、この時源宗久はすでに伝来の職を「地頭職」とは呼ばず、「名頭職」と称して、その安堵を撰閥家に求めるといふ形をとっていたことが浮かび上がる。⁽⁴³⁾千葉介の地頭補任とともに、幕府側の圧力で大藏＝源氏の手から地頭職の剝奪が余儀なくされたことはまず疑いあるまい。

以上の僅かな事例によつても、本地頭のすべてが、勅許後在来の莊公領主による成敗を一挙に清算し、幕府の成敗下に入ることを望んだのではないことはあきらかであろう。このタイプの本地頭がなぜかかる方向をとつたのかはそれ自体問題であるが、本地頭が内乱期いらい幕府という武門に依存するようになったという動向自体一般的次元での問題にすぎず、この内乱自体がすべての在地領主を幕府御家人とする程の性格をもたず、⁽⁴⁴⁾又幕府自体勅許のさいに右述のごとき個々のタイプをチェックする権限まで提起しえていたとは考えられない点からすれば、⁽⁴⁵⁾勅許後にも残りうる問題であつたといわざるをえまい。第一節既述のように幕府が建久末年に及んでもすべての地頭を現実の成敗下に置きうるまでに至らなかつた背後には、以上のような地頭側の事情が根底にあつたといつてよいのである。

しかし、幕府の側がこれらの地頭を自らの一元的成敗下にくみ入れようとする意図を一貫して持ちかつ具体化していったことは、右の検討からもあきらかである。かかる本地頭所在の所領に幕府が地頭成敗を開始することができた

とき、それが本地頭をくみ込む形で行なわれたにせよ否にせよ、在来莊公領主との間に成り立っていた関係を「地頭職」として続けることを認めず、「名頭職」に切り換えさせたと考えられる前述の事実、まさにこの幕府の方向の一端を如実に示すものといえよう。

第三項 地頭職の領有形態

別稿で検討したように、内乱期以前の地頭は、まさに「地頭」と呼ぶに相応しい係争地を舞台にして登場してきた者であった。⁽⁴⁷⁾もちろんその所領規模は、内乱期に至るまでの推移の下で、一村程度のものから一郡・一院をそっくり対象とするようなものまで出現し、⁽⁴⁸⁾又安芸国高田郡地頭の例に端的に窺えるように、地頭自らは必ずしも当該所領内に常住しないというケースさえ生まれるようになった。⁽⁴⁹⁾しかし、少なくともこの時期までの間に、数郡・数か国に跨がる所領を併有するというタイプの地頭を見出すことはできない。

ところが勅許後幕府の成敗するところとなった地頭においては、右と大きく異なるタイプのものがあらわれてくる。そしてそれは、以下に述べるように、まさに幕府による地頭成敗の開始という勅許後の事態そのものが生み出した問題だったのである。そこで莊郷地頭の定着過程にかんする第三の問題としてこの点を取り上げ、以下検討を加えよう。

勅許後幕府が補置した地頭のなかには、あきらかに常住したとは考えられぬ複数の遠隔地所領——数郡のみならず数国に跨がるものまで——の地頭となつていているものを、勅許の直後から見出すことができる。文治元年十二月三十日京都在住の六条若宮別当季敝阿闍梨に土佐国吾河郡地頭職が寄進された事実、⁽⁵⁰⁾元暦二年六月十五日いらい伊勢国波出

御厨・須可荘地頭となっていた惟宗忠久に文治二年正月八日信濃国塩田荘地頭職⁽⁵¹⁾、それと前後して鎮西島津荘地頭職⁽⁵²⁾がそれぞれ与えられた事実などは、勅許後かなり早い時期からかかるタイプの地頭が登場していたことを示す個別例である。これらの事例をいちいち枚挙するゆとりはないが、それが少なくとも例外的な現象でないことだけはあきらかである。建久八年日向・薩摩・大隅諸国図田帳⁽⁵⁴⁾からは、右の惟宗忠久とともに、土持太郎信綱・平五・宇都宮所衆信房・千葉介等が各々数郡の荘公にわたって地頭職をもち、又中原親能が右三国内各所に地頭職を有していた事実を。やや下って貞応二年淡路国図田帳⁽⁵⁵⁾からは、承久乱後同国守護人長沼宗政・船越右衛門尉等が国内各所の地頭職に新補されていた事実を。さらに弘安八年豊後国図田帳⁽⁵⁶⁾からは、大友兵庫助が国内各所の地頭職をもち、又肥前・肥後・信濃等の御家人や北条氏一門が同国内に地頭職を得ていた事実を。および同八年但馬国図田帳⁽⁵⁷⁾からは、石和田又太郎光時等が国内各所の地頭となり、又北条氏一門が各所に地頭職を有していた事実を。このように、一国規模で地頭の存在形態を知りうる現存のすべての図田帳から、右述の事態を一般的に見出しうるからである。このようなタイプをその領有形態上の特徴からさしあたり散在型と呼ぼう。もちろん、すべてのケースがかかるタイプになったわけではなく、いわば内乱前からの本地頭のタイプと同一のタイプのもの——これをその特徴からさしあたり本貫型と呼ぶ——も多数あったことは、右述の諸国図田帳を一見するだけで明瞭である。しかし、散在型がこれと並び立つほどの比重を占めていたことだけは忘れてはなるまい。

では、勅許後なぜこの散在型の領有形態が一般化することになったのだろうか。この問題はこれを可能にした条件と、又これが必要とした条件との両側面から考えることができる。まず前者から考えよう。

自らは遠隔地所領に常住しないでこれらの所領の地頭職を併有するという散在型領有を可能にした条件の第一にあげられるのは、地頭職が平安中後期らしい「職」の一環として或いはそれを媒介として成立してきたという事情で

あろう。職の存在形態上の特質を一般的に検討することは、ここでの課題ではないが、少なくとも平安中期以降、中央官人が兼官・年給等の形で在京のまま国司その他の地方官の所職を得たり、地方在住の者が榮爵等によって地方に本拠を据えたまま中央の所職を得たりすることが、次第に拡がりつつあったことは疑いない。そして、職が職務執行の場から分離して領有されるというこの傾向は、平安後期、荘公所職一般が「職」の形をとって定着するに及んでこれらの中にも波及し、在京領主がいながらにして荘公在地所職を領知するというケースさえみ出すことになると考えられる。安芸国高田郡司・郷司職が保延五年在地の本来の郡司藤原成孝から在京領主主税権助中原師長に寄進されたという事実⁽⁵⁸⁾は、この点を端的に示す事例といつてよからう。

地頭職が、職としての側面から見ると、十二世紀半ば以降、荘公領主の成敗する、右述の荘公在地所職と同レベルの職として登場したものであることはもういふまでもない。とすれば、同職にあつても、同職固有の職務を遂行する手立てやその属性を充足する条件が整っていたなら、すでにこの段階から右のごとき形で同職を領知するという方向があらわれる可能性があつたことは認められよう。右にみた高田郡において十二世紀末に至つて登場する地頭職が、郡を隔てた敵島に根拠をもつ敵島社神主佐伯景弘の領するところであつたという事実⁽⁵⁹⁾は、すでに内乱期以前から、特殊な条件の下ではかかる方向が顕在化しはじめていたことを語るものとみることもできる。

しかし、勅許後の地頭職が一般に散在型領有をとりえた事情は、右述のような職一般がもつ特質だけから説明するものではない。なぜなら、地頭職とは、くりかえして述べてきたように、強制力を常備して勸農・収納等の所課を勤仕する性格の職である以上、職そのものを通常所領から遊離させても職務をそれなりに遂行するところの在来の荘公所職一般と異なり、常時その職務の内実を現地で執行しつづけられるような条件を不可欠とした特殊な職であるといふべきからである。そして、事実散在型領有の地頭においてさえその各々の所領で強制力行使という

固有の職務が放棄されていたのではないことは、例えば前掲の惟宗忠久が元暦二年六月伊勢国波出御厨・須加莊にかんして謀叛人餘黨の鎮莊を含む「公役」の「勤仕」を命ぜられ、同時に文治二年四月には鎮西島津莊にかんしても「御年貢之沙汰」とともに「武士并國人等」の「自由之濫行」を「停止」するよう定められていた、という事例を示すだけであきらかであろう。それならば、このような特殊な条件をもつ職であるにも拘らず、なぜ散在型領有が可能になったのであろうか。

そこで注目される事實は、職と所領が分離するばあい、在来の莊公在地所職では、在地で現実の所領經營に携わることになる者が、右述の高田郡で藤原氏が「下司」の職を得てそれに関つたごとく、当該所職の下に属しながら一応独立した別個の職をもつてその所領に関与しているのに対し、地頭職のばあいはかかるケースを見出すことができず、内乱期の元暦元年越前国河和田莊にあらわれた「地頭代僧上座」を初見として、以後現地に直接関わる者は一貫してすべて地頭の身代わりたる「地頭代」として登場しており、散在型地頭の所領では、その内実の窺えるかぎりほとんど例外なくこの地頭代を見出しうる、ということであろう。

そこで今一步地頭と地頭代の關係に立ち入ってみると、地頭代とはまさに地頭の身代りとして、地頭固有の強制力を伴う職務執行を現地で遂行していた存在であったことが浮かび上がってくるのである。いま地頭代の実態を示す事例を枚挙するゆとりはないが、早い時期からこの点を具体的に伝える事例を若干拾いあげると、すでに内乱期にあらわれた右述の越前国河和田莊地頭代は「亂入御庄内、背度々院宣、横行庄務、致自由之濫妨」という地頭に固有な強制力行使に及んでいた。⁽⁶⁵⁾元久二年出雲国大草郷では地頭代官家重が同国惣社神官から「自由之押領」と非難されるような「狼藉」を重ねていたし、同年加賀国井家莊でも地頭代官が「土民不安堵、公物難濟」を引きおこすような「自由之狼藉」をくりひろげていた。⁽⁶⁶⁾さらに承久四年越前国牛原莊で展開されていた「土民不堪苛酷、失安堵之計、因之

寺家年貢課役雜事一切不及其沙汰」という「新儀非法」は、同莊内「村々」に分住する地頭時盛の代官「九人」が惣追捕使らを含む「従類百餘人」を指揮して敢行した濫行に他ならなかったのである。⁶⁷これら僅かの事例によっても、地頭代がたんなる名目的な存在ではなく、まさに地頭固有の強制力行使を媒介として勸農・收取等を行なうための条件を、従類を具備してまで現実に保持し、かつ遂行していた存在であったことは、疑いなくところである。

このようにみれば、地頭職が、その固有の性格からいって所領から完全に遊離しえないタイプの職であったにも拘らず散在型領有をとることが可能であったのは、まさに地頭職において、莊公在地所職としては一般に前例のない代官を置き、それを通して自らの職務や在地支配を自らが行なうのと同じ形で代行させる条件が満たされたからであったといつてよからう。しかも、地頭代となった者とは、幕府法の規定などから推して、まさに地頭の身代りたるに相應しい地頭同族又は従者などから構成されていたと考えられるから、地頭にいたってかかる代官を媒介とする在地支配が可能になること自体、地頭自身が恒常化された強制力条件の具備の必要に迫られる下で、他の莊公在地所職に比し、より強固に同族や主従の結合関係を渴望していた存在であり、それゆえに主従制に基礎をおく鎌倉幕府の基盤となる条件をもちうるに至った存在であったことに由来するといつても過言ではないであらう。⁶⁸

以上で、地頭において散在型領有が現実に可能となりえた条件はほぼあきらかとなった。しかし、それだけで散在型領有が一般化することにはなるまい。いかに地頭において信頼しうる身代りを代官となしうる条件が成熟してきたといつても、それが地頭本人との間に矛盾や対立を生むことは充分に予想されるから、散在型領有を不可欠に必要とするような一般的条件が生じてこないかぎり、右の可能性が現実に転化するとは考えにくいからである。ではその条件とはなにか。

そこで注目されることは、幕府登場いらい散在型領有の地頭が広範に成立するという事実は、とりもなおさず幕府

がこれらの地頭を自らの成敗下において安堵・補任する、換言すれば御家人を地頭とする（又は地頭を御家人化する）ことを通してあらわれてくる、ということである。この事實は、個々の事例や前述の諸国大田文などを通して、内乱前につながる本地頭で幕府成敗下に入ろうとしないタイプにおいては本貫型領有しかみられず、当該の散在型領有は、まさに幕府の御家人となった地頭のタイプに一般的に見出しうるという現実からみて、まず動かしがたい事実とみてよからう。

ところで、承久乱にいたる幕府草創の時代においては、前述したように在地領主層のすべてが御家人になろうとする意志を現実にもっていたわけではなく、建久三年に至っても美濃国では地頭の中にさえ「家人たるべからざるの由を存ずる者」がかなり存在していたほどだったのである。⁽⁷⁰⁾しかも、第一節にみたところによれば、御家人となつて幕府の成敗下に入った地頭でさえ、必ずしも幕府の意図するところに従順ではなかった。⁽⁷¹⁾しかし、幕府にとつて地頭なる存在がそれなしでは当時の社会の中に幕府という権力を存立させることが不可能である程必須の条件となつていたことは、別稿第五章で検討したことからあきらかである。⁽⁷²⁾とすれば、幕府が謀叛人・凶徒跡を理由として地頭を新設してゆくということは、幕府にとつての至上命令であり、それを遂行するには、御家人となつた者の中でも比較的信頼のおけるものをその手足⁷³地頭とせざるをえないことになるのである。少なくとも承久乱ごろまでの間に遠隔地所領を併有する地頭にとりたてられた者がかかる御家人の中核的存在のものに限られていたことは、前掲の個別例や諸国図田帳所見の地頭名を想起するだけであきらかであろう。そして、これら幕府の手足となりうる御家人の数が、地頭を補置しうる所領の数におよそ匹敵しうるほどに至らなかったことは、確実に地頭補置が可能になつた平家没官領でさえ五百余が所を数える程であつたこと⁽⁷⁴⁾からいっても疑いあるまい。とすれば、結局この補置しうる御家人数と地頭補置を必要とする所領数のギャップを埋めるためには、信頼しうる御家人一人に遠隔地所領の地頭職をいくつも

併有させるといふ形態を取り上げざるをえなかったのだということになろう。

さて、以上の事実が明かるみに出てくるなら、幕府が補置した地頭において、大山喬平氏が指摘されるように、

石母田氏の研究段階で漠然と考えられていたとき「一村を支配する」ような規模とは、はるかに隔絶した広さと構造を有する⁽⁷⁴⁾

ケースの地頭が一般的に見られることは確かであり、それが職の体系と無関係でないことも認められよう。しかし、だからといって、大山氏のように、

莊園村落との直接のかかわりを考察するために地頭に研究の焦点をむけることは多くの場合実態にそぐわない⁽⁷⁵⁾。

とまで断言されることには疑問を抱かざるをえない。確かに地頭本人が莊園村落に常住しないタイプが一般に見られることは前述のとおりだが、それは地頭職自体がその村落と「直接のかかわり」をもたなかったからなのではなく、自己の同族・所従らを代官とすることによって、地頭職本来の機能が個々の村落のなかにまで貫徹できなかったからにほかならないといえるからである。したがって、鎌倉期の地頭は、先駆形態来の属性を基本的には継承し、これを全国への御家人地頭の補置という矛盾を孕んだ事態の出現の下で、代官を媒介とする形で維持してゆくこととなったものと見做せるのである。

第四項 地域性の問題

本節の締め括りとして取り上げたい問題は、前項までにみたような地頭職の定着過程上の諸現象のあらわれ方に、地域による特性や差異が認められるかという点である。

この検討に先立ってすでに別稿において検討されていることを列挙するならば、まず先騒形態の段階ですでに地域のいかんを問わずほぼ全国各地に荘郷地頭は登場するに至っていたこと、⁽⁷⁶⁾このうち東国の地頭は治承四年の頼朝挙兵いらい他の地域に先んじて彼の成敗を受けるようになっており、ついで西国への頼朝の地頭成敗は元暦元年ごろより没官領を軸としながら開始され、⁽⁷⁷⁾勅許とともに公然と荘公一般に拡大されたこと、⁽⁷⁸⁾又奥州に対する幕府の地頭成敗権も勅許によって樹立されたと考えられること、⁽⁷⁹⁾等を指摘することができる。ただ奥州について勅許で確立したのは、別稿第三章にも若干言及したように、おそらく権限だけであり、勅許後も奥州征伐まで藤原氏の支配が依然健在であり、幕府のここへの地頭成敗の事実を伝える最も早い例が、『吾妻鏡』文治五年十月一日条所見の、藤原氏征伐のため多賀国府に赴いた頼朝軍の行なった、

於多賀國府、郡郷庄園所務受、條々被仰舍地頭等、……、

という行為であったことなどから推して、実際の成敗開始の時点は、右の征伐開始時期を遡らぬとみてよいであろう。⁽⁸⁰⁾

さて、以上を念頭において、勅許後に地域差の問題が、前項までに見た職務・職権と在地支配、本地頭と幕府、地

頭職の領有形態等の諸側面に、それぞれどのようにあらわれてくるかを考えると、とくに第一の点について、つぎの事実は注目される。

即ち、莊郷地頭が職務・職権をて、こゝとして展開した在地総体への強力な支配は、勅許後においても一般に莊公領主・朝廷の容易に認めるところでなく、幕府もそれに妥協的立場をとらねばならなかったこと、したがって職の外側における在地諸側面に対する多面的支配が一般に職の秩序の中に足場を得るに至るには元久年間以降を待たねばならなかったことなどは、第一項で見たごとくであるが、地域による差異に注目すると、関東についてはやや但書きをつける必要が生じる。『吾妻鏡』文治五年二月三十日条には、

安房・上總・下總等國々、多以有荒野、而庶民不耕作之間、更無公私之益、仍招居浪人、令開發之、可備乃貢之旨、被仰其所地頭寺々、

とみえ、関東御分国（上總・下總）以外の国（安房）をも対象として、幕府から「其所地頭」――莊郷地頭に、所課勤仕のみならずそれを可能にする「開發」の行為そのものが、公然の権限として認められ、又職務の一環とさえ見做されていることが判明するからである。したがって、右の事実からみて、東国では元久をかなり遡る文治年間のことから、西国の莊公所領一般におけるより、はるかに地頭の在地支配への権限は強いものとして容認され、又職の秩序の中に公然と足場を築けるようになっていたといつてよからう。東国でなぜこれが早くから可能になったかは、独自に検討すべき課題である。が、少なくとも、東国は寿永二年十月宣旨⁽⁸²⁾らしい、頼朝勢力の根拠地として頼朝側に大幅な行政権の委譲がなされた地であり、それゆえに莊公領主側の圧力が比較的にかかりにくく、ために幕府が地頭のもつ固

有な潜在力を引き出し、職の世界のなかに顕在化させ定着させることが比較的容易であったという事実が、これと不可分の関係にあったことは確かであろう。

さて、残された第二・第三の側面について、地域差の問題がどのようにあらわれてくるかは、必ずしも截然とは捉えにくい。しかし、東国と以外とに大別して考えるとき、本地頭のなかに幕府の成敗下に入ることを望まないものが多い事実とか、代官を媒介とする遠隔地所領の領有が広範に展開するといった事実が、それぞれ東国以外の地でも本格的に存在していたことは、前項までにみたこれらの事実を示す事例がいずれも西国に集中していたことによっても、認めてよいであろう。勿論、東国でもこれらの事態がまったく展開しなかったのではないことは、伊勢国波多御厨・須加莊・薩摩国島津莊の地頭であった惟宗忠久が同時に信濃国塩田莊地頭でもあったという前述の一事例⁽⁸⁾からだけでも明らかである。しかし、東国に比し、西国や奥州が、朝廷・莊公領主あるいは奥州藤原氏等の勢力の膝下として、各々による地頭成敗が従来行なわれてきたところであることを想起するなら、勅許の前後からようやくはじまったにすぎない幕府の地頭成敗がここより困難であり、ゆえに本地頭でありながら在来の莊公領主との関係からはなれて幕府に編入されることを求めぬケースも多く、ために代官を媒介とする散在併有の方式を本格的に展開して幕府が事態の解決にあたらねばならなかったのは、むしろ当然の結果であったのである。

注

(1) 第一節五〇ページ。

(2) 第一節五一～五二ページ。

(3) 周防国得善保・末武保地頭が幕府新補の地頭であり、備後国大田莊地頭が勅許前からの本地頭であると考えられる。

とは第一節五六ページを参照。

(4) 第一節五四～五五ページ所掲。

(5) 別稿Ⅲ第一・第二節参照。

(6) 幕府は翌月二四日に至り、この官符の趣旨を基本的に受け入れる旨の請文(『吾妻鏡』同日条所収)を提出している。

鎌倉幕府莊郷地頭職の沿革

- (7) 別稿Ⅲ第三・第四節の検討から自ずとあきらかにされるように、以後朝廷がすすんでこの方針を撤廃したという形跡はないし、幕府の方がこの立場を事実上くずすようになるのは、後述のように元久年間以降のことである。
- (8) 『吾妻鏡』文治二年六月二五日条によると、当時海老名四郎能季は地頭と称して、寺家の所墾に従っていなかったと伝えるが、『海老名文書』、同日源頼朝下文（鎌、一一八号）によると、その内容は、下司盛重との間で、「年貢沙汰」という職務の帰属をめぐる生じていた対立・競合であつたことが確認される。
- (9) 前掲文治二年十月八日官符にみえる「責煩在廳官人郡司公文以下公官寺」という地頭一般の行動も、かかる側面をもつていたものをみてよからう。
- (10) 第一節七ページ。
- (11) この点については別稿Ⅲ第一・第二節で述べる予定である。
- (12) 第二節二四ページ。
- (13) 「壬生家文書」、承元元年十二月日関東下知状（鎌、一七〇九号）。
- (14) 同右文書発給の十年後建保四年八月十七日再び同じ内容をふくむ当該地頭の非法を禁ずる將軍家政所下文（「壬生家文書」所収、鎌、二二五八号）が発給されているが、このこと自体、幕府の下知に地頭が従順でなかったことの証左である。
- (15) 同右文書のなかには、いくつかの問題につき、「可停止之旨、地頭已承伏畢」、「地頭可存公平之由、已以承伏畢」といった記述が見られる。
- (16) 同右文書所見。
- (17) 『鎌倉遺文』一九四二号文書。同文書は従来偽文書とされてきたものであるが、網野善彦「真継文書にみえる平安末〜南北朝期の文書について——解説と紹介——」（『名古屋大学文学部研究論集』史学一九号）は、この文書を含む真継文書全体についての再検討を試み、同右文書については内容上使用に堪えうるものであることを明らかにされている。なお同文書によると同日同内容の下文が東大寺鐔物師を対象として出されていた（同日將軍家政所下文写、鎌、一九四三号）ことが知られるが、内容上とくに異なる点は見られないので右掲文書で代表させた。
- (18) 本節前述七二ページ。
- (19) 前注（8）所掲文書によると、このケースでは地頭能季の行為が幕府によつても非法とされ停止されている。なお、この時期の地頭問題の処理が多く時々の朝幕間の力関係によつていたことについては、別稿Ⅲ第一・第二節を参照。
- (20) 下司が所課勤仕を職務とする庄官の代表的存在であることはいうまでもない。
- (21) 「小早川家文書」、仁治元年閏十月十一日関東下知状写（鎌、五六四六号）。

- (22) 第一節五三～五五ページ。
(23) 前注(8)参照。
(24) 『中世法制史料集』第一卷「鎌倉幕府法」追加法第四条。
(25) 同右第十二条。
(26) 同右第十一、十三、十四各条。
(27) この点についてはさしあたり拙稿「日本封建制成立史研究への一視点——黒田俊雄氏の『日本中世封建制論』によせて——」(『歴史評論』三〇〇号)を参照。
(28) 別稿Ⅰ第五章第一節五七ページ。
(29) 「諫早家系事蹟集」、同日源頼朝下文(鎌、一五五号)。
(30) 第一節四五ページ。
(31) 「禰寝文書」六、文治三年十一月日大隅正八幡宮神官等解(鎌、二八六号)。
(32) 同右文書。
(33) 「禰寝文書」六、建久三年九月日大隅正八幡宮神官等解(鎌、六二三号)。
(34) この経緯は、「禰寝正統系図」一、建仁三年七月三日関東下文案・同系図一、同二七日北条時政書状案・同八月日大隅国司庁宣案・同文書一、同八月日石清水八幡宮寺公文所下文・同系図一、同十月三日大隅国留守所下文案・同文書一、同日大隅正八幡宮公文所下文(それぞれ、鎌、一三六七・一三六八・一三七五・一三七六・一三八五・一三八六号)の各文書によって知られる。
- (35) 「禰寝正統系図」一、貞応元年八月日大隅守護所下文案(鎌、二九九六号)。
(36) 「禰寝文書」一、貞応二年十一月大隅正八幡宮神官所等解(鎌、三一七九号)によると、建部氏の解を受けた大隅正八幡宮神官は、これを本家石清水八幡宮に上申するにあたり、彼の職を「當院名頭職」という形で表現している。
(37) 「東京大学所蔵文書」、建仁三年十一月日関白家政所下文案(鎌、一四〇九号)。
(38) 「島津家文書」、同年六月日日向国図田帳写(鎌、九二二号)。
(39) 前注(37)所掲文書。
(40) 「入来院文書」、同年七月日大蔵種章解状(鎌、二五〇号)。
(41) 「島津家文書」、同年六月日薩摩国図田帳写(鎌、九二三号)。
(42) 「入来院文書」、建保五年八月日源宗久解状・同九月二六日島津莊政所施行状(鎌、二三三三・二三三七号)。
(43) 前注(42)所掲文書。
(44) この点については、さしあたり別稿Ⅰ第五章第二節を参照。
(45) 別稿Ⅰ第一～三章で検討した奏請・勅許の内容から推しても、当時このような点にいたるまで問題にされていたとは考えられない。
(46) 第一節四五ページ。
(47) 別稿Ⅳ第三章第二節参照。
(48) 同じく別稿Ⅳ第三章第二節を参照。

- (49) この点も別稿Ⅳ第一章第二節で述べている。
- (50) 『吾妻鏡』同日条。
- (51) 『島津家文書』、同日源頼朝下文(平、四二五九・四二六〇号)。
- (52) 『島津家文書』、同日源頼朝下文(鎌、三六号)。
- (53) 『島津家文書』、文治二年四月三日源頼朝下文(鎌、八二号)。
- (54) それぞれ「島津家文書」、同年六月日日向国図田帳写・同文書、同月日薩摩国図田帳写・「桑幡家文書」、同年閏六月大隅国図田帳写(それぞれ鎌、九二二・九二三・九二四各号)。
- (55) 「皆川文書」、同年四月日淡路国図田帳(『栃木県史』史料編中世一所収、鎌、三〇八八号)。
- (56) 『統群書類従』卷九七四(補遺)所収、弘安八年十月十六日豊後国図田帳。
- (57) 『続々群書類従』第十六雑部所収、弘安八年十二月但馬国太田文。
- なお、他にも地頭の記載をとまなう図田帳は残存しているが、いずれも断簡で当該問題を検討する素材としては不適当なので捨象した。
- (58) 「浅野忠允氏所蔵島神社文書」、保延五年六月日藤原成孝譲状(平、二四一〇号)。
- (59) 前注(49)参照。
- (60) この点については別稿Ⅰ第五章注(19)(八三〜八四ページ)を参照。
- (61) 前注(53)所掲文書にかかる記述がみえる。
- (62) 前節六四ページ。
- (63) 「仁和寺文書」、同年五月日後白河院庁下文案(平、五〇八八号)。
- (64) 同右文書。
- (65) 「北島文書」、同年四月二二日関東下知状(鎌、一五三二号)。
- (66) 「尊経閣所蔵文書」、同年六月五日関東下知状(鎌、一五五〇号)。
- (67) 「三宝院文書」、同年四月五日関東下知状(鎌、二九四三号)。
- (68) 御成敗式目第十四条(『中世法制史料集』第一卷所収)には、「代官、罪過懸主人否事」という規定があり、代官とはそもそも一般に職の主体を主人と仰ぐ、したがって同族庶子又は従者によって担なわれていたものであることを知ることができるとすれば、幕府法が対象とする者(ここにいう主人)たる御家人一般においてさえ右の關係は貫かれていたということになるから、その中核的存在である筈の地頭において、事態が同じであることは明瞭であろう。
- (69) さきに、すでに平安末に個別には安芸国高田郡地頭佐伯景弘のように、自ら当該所領に常住しないケースがみられる

ことを述べたが、それが可能であつたのも、おそらく同じ条件によるものと思われる。

(70) 第一節四五ページ。

(71) 第一節四五～四八ページ。

(72) 別稿Ⅰ第五章第二節参照。

(73) 没官領の数は、さしあたり『愚管抄』・『平家物語』の記述による。

(74) 同氏「はじめに」注(3) 所掲論文二ページ。

(75) 同右論文三文ページ。

(76) さしあたり別稿Ⅰ第四章第二節を参照。

(77) 別稿Ⅰ第五章第一節。

(78) 別稿Ⅰ第三章第四節。

(79) 別稿Ⅰ第三章第四節一七九—一八〇ページ。

(80) 別稿Ⅰ第三章第四節一八〇ページ。

(81) 当時上総・下総が頼朝の知行国(御分国)であつたことについては、『吾妻鏡』文治二年三月十三日条所収同日頼朝書状を参照。

なお、ここであえて頼朝知行国のことにふれたのは、ここみられる地頭への開発指揮が、地頭固有の職権等とは別に国司の権限から行われたものと見ることも可能と思われるからである。

(82) この点については佐藤進一「寿永二年十月の宣旨について」

(『歴史評論』一〇七号)を参照。

(83) 本節前述八四～八五ページ。